

論点ペーパー

参加者への配布日

意見締め切り日

※デジタル庁が関係情報を整理して作成

2022年10月6日

2022年10月13日 17時

2022年10月6日

デジタル庁

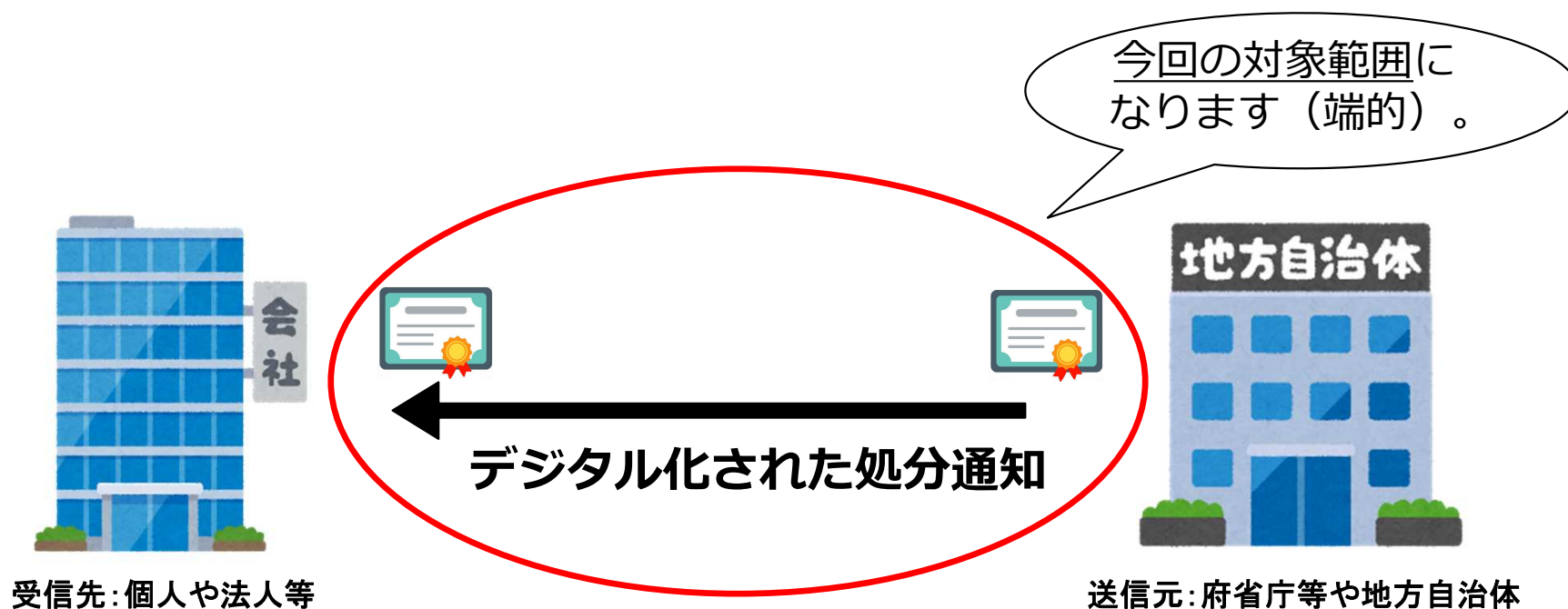
デジタル社会共通機能グループ

■ 今回の検討の対象範囲

➤ 処分通知等の定義(デジタル手続法)

- 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知
- 法令の規定に基づき行政機関等が行う通知

➤ 処分通知等の具体例：14～15ページ



■ デジタル化された処分通知等の利用場面

- パソコンやスマートフォン等の電子機器で通知内容を確認・保存
- 処分通知等のうち許可や認可については、第三者への提示や掲示等

■ 処分通知等のデジタル化で実現したい目標

- 府省庁等の処分通知等のデジタル化割合の向上
- 地方自治体の処分通知等のデジタル化割合の向上
- これらを通じて、行政手続を行う個人や事業者の利便性や業務生産性の向上、行政事務の簡素化及び効率化の実現

- 意見聴取のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・ 4
- はじめに（Slackの使い方を含む）・・・・・・・・ 5
- 論点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

- 各論点を7回に分けて、関係団体より意見を収集します。
 - 今回は下記**赤枠**の部分になります。
- 翌週月曜日に前週とまとめと、次の論点ペーパーを送付します。
- 関係団体は原則として、Slackにご意見を投入頂き、議論します。
 - 意見がある部分のみ、投入頂くことで構いません。
- 取りまとめ結果は、11月最終週に原稿（案）を回報し、意見収集を行う予定です。

	期間	意見締切（予定）	主な論点
0	9月30日から10月7日	—	Slack接続、投稿等の試行期間
1	10月11日から13日	10月13日（木）17時	全体的なもの(全体的にご意見を頂くもの)
2	17日から20日	10月20日（木）17時	処分通知等のデジタル化に係る要件（予定）
3	24日から27日	10月27日（木）17時	処分通知等のデジタル化の適用対応関係（予定）
4	31日から11月3日	11月3日（木）17時	論点1～3回での議論不足箇所を議論（予定）
5	11月7日から10日	11月10日（木）17時	処分通知等のデジタル化の手法の検証（予定）
6	14日から17日	11月17日（木）17時	処分通知等のデータ利活用の要件（予定）
7	21日から24日	11月24日（木）17時	論点1～6回での議論不足箇所を議論（予定）

はじめに

■ 前提

➤ 処分通知等をデジタル化する事を前提に議論をします。

- 2022年6月デジタル臨時行政調査会において、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「行政機関がトラストサービスを活用し、より円滑に処分通知等の文書発出をオンラインで行うことが可能となるよう検討を進める」とされている事を受けて実施します。

■ 対象

➤ 以下の類型や分野を基に議論を進めます。

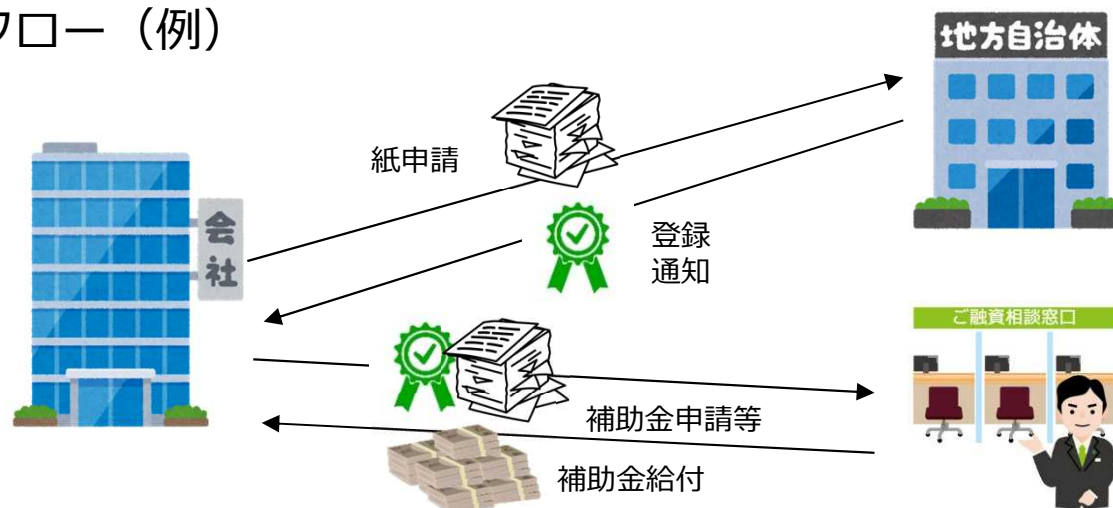
類型	分野	例
<u>申請に基づく</u> 処分通知等	許認可・指定・ 決定・請求・却 下などの通知	サービス付高齢者住宅の登録（国交省）
<u>申請等に基づ</u> <u>かない処分通</u> 知等	徴収・勧告・命 令・禁止などの 通知	地方税特別徴収の通知（国税庁）

■ サービス付高齢者住宅の登録

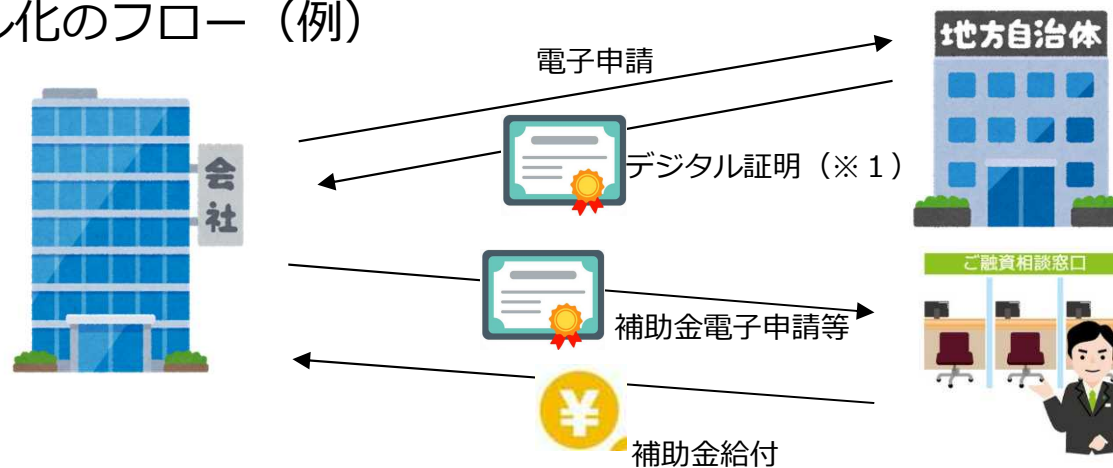
➤ 現在の制度（紙の場合）

- 国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者の居住安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正によって創設された制度。（2011年施行）
- 地方自治体窓口へ申請し、登録証を受け取る。
 - 継承の場合、廃業の場合も届け出を行う。

➤ 現在のフロー（例）



➤ デジタル化のフロー（例）



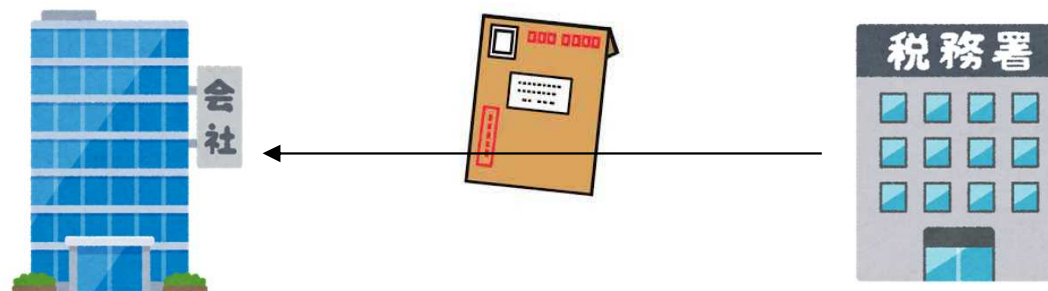
（※1）考えられるデジタル証明の方法（例）
1. 発信者証明を付ける。
2. デジタル署名を付ける。

■ 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書

➤ 現在の制度（紙の場合）

- 国税通則法に基づき、法定納期限が到来する国税について通知されるもの。
- 書留で郵送される。

➤ 現在のフロー（例）



➤ デジタル化のフロー（例）



- （※1）考えられるデジタル証明の方法（例）
1. 発信者証明を付ける。
 2. デジタル署名を付ける。

論点ペーパー（第1週）

※用語集を24ページに掲載

※以下で示す論点のうち、ご意見可能な箇所のみ投稿願います。

1. デジタル化されたものに対しての論点

【利便性や業務生産性の観点】

1. 処分通知等のデジタル化施行方法と通知内容（許認可や措置命令等）での対応関係について次ページのように整理（例示）をした。

※「行政手続等の棚卸結果等」の分析をもとに、行政手続を分類
この整理の中で、申請等に基づかない処分通知等、申請等に基づく処分通知等において、デジタル化された際に通知元である行政側、受け取り側である法人・個人において、どのような対応関係（必要条件）であれば、効率化に寄与すると考えてよいか。

※対応表をSlackでご投稿頂ける場合、本パワーポイントでご修正の上、Slackに添付願います。

【例示の用語について】

用語	説明
オープンデータで活用	法人を対象として、法律に基づく公表において府省庁のホームページでの公表以外にも、行政機関の公式ホームページから施行情報を閲覧する方法を想定。
デジタル署名を付ける	公開鍵暗号を利用した電子署名方式の1つであり、本人であることや通信過程で第三者の攻撃等による改ざんを受けていないことなどの担保が可能である。 GPKI・LGPKIや民間サービスでのデジタル署名を想定し、PDFなどのテキストファイルにデジタル署名を付加して、電子メールや電子申請・通知システムでの施行を想定。
発行者証明を行う	通知対象者（受信者）が発信元を確認・検証できるように、所定の情報を明示・付与する。本資料内では、電子メールや電子申請・通知システムでの施行を想定（上記のデジタル署名の使用を除く）。

■ 申請等に基づかない処分通知等

	徴収・聴取・ 検査	勧告	指示・改善・ 措置命令	禁止・停止命 令	許可等の取消	その他通知
オープンデー タで活用			○	○	○	
デジタル署名 を付ける					○	
発行者証明を行う	○	○	○	○	○	○
事例	大規模小売店舗設 置者への報告徴収 (経産省)	第一種（第二種） 動物取扱業に係る 勧告 (環境省)	不当表示違反への 措置命令 (消費者庁)	無登録金融商品取 引業に対する停止 命令 (金融庁)	産廃業許可の取消 (環境省)	弁明の機会の付与 の通知（各省庁）

【例示】

- 徴収：大規模小売店舗設置者への報告徴収 等
- 聴取：市町村森林整備計画の案に対する関係森林管理局長の意見聴取 等
- 検査：宅地建物取引業保証協会に対する報告徴収及び立入検査 等
- 勧告：都道府県知事による認可外保育施設に対する改善勧告 等
- 指示：食品表示基準に定められた事項を表示していない事業者への指示 等
- 改善命令：児童福祉施設（保育所）の設置者に対する改善命令 等
- 措置命令：車両の積載物の落下の予防等に係る措置命令 等
- 禁止：児童虐待の防止等に関する法律に基づく保護者への接近禁止命令書の交付 等
- 停止命令：旅館業法に基づく営業の停止命令 等
- 許可等の取消：建設業の許可の取消 等

■ 申請等に基づく処分通知等

	認可・許可	指定・登録・決定	請求	却下	その他通知
オープンデータで活用	○	○			
デジタル署名を付ける	○			○	
発行者証明を行う	○	○	○	○	○
事例	道路占用許可（国土交通省）	入札参加資格（全省庁）	行政文書に係る開示請求（全省庁）	開示請求の写しの交付を一部しか行わないという内容の応答の取消	損失の補償の金額の通知（環境省）

【例示】

- 許可：道路使用許可証の交付、港湾区域内の工事等の許可 等
- 認可：土地改良区設立の認可通知、国民年金基金の設立認可申請に対する認可通知 等
- 指定：教科書図書発行者の指定 等
- 登録：公認会計士等の開業登録の通知 等
- 決定：行政文書に係る開示請求に対する決定及び通知（全部開示・部分開示） 等
- 請求：行政文書に係る開示請求 等
- 却下：障害児福祉手当認定請求の却下通知 等

【安全性や技術的な観点】

2. 他者への提示が前提となる許認可の通知等をデジタル化した際に、被処分者が受信した通知が、送信者が意図した通りの内容であること（通信過程で第三者の攻撃等による改ざんを受けていないこと）を容易に検証可能とするためには、どのような方法が適切か（通知受信者のUI・UXが配慮されたトラストサービスであればより良い）。

例1：電子署名法の認定認証事業者が発行する電子署名

例2：上記以外の電子署名でも良いか。それが具体的に何か。

例3：他の方式でも良いか、それは具体的には何か。

下表参照

	方法	説明
1	GPKIが発行した電子署名を添付する	行政管理局が運営するGovernment PKI（政府認証基盤）といわれる政府が運営する公開鍵基盤
2	LGPKIが発行した電子署名を添付する。	J-LISが運営する地方公共団体が住民・企業等との間で実施する申請・届出等の手続きや地方公共団体相互間の文書のやり取りにおいて、電子文書につける公開鍵基盤。
3	民間企業が発行する電子署名を添付する。（その1）	認証局（CA）と呼ばれる機関によって、申請者の身元と秘密鍵・公開鍵を確認した上で発行される電子証明書。
4	民間企業が発行する電子署名を添付する。（その2）	上記3の内、電子署名法（電子署名及び認証業務に関する法律）によって認定を受けた民間企業が発行する電子署名を利用。
5	eシールを利用する。	電子文書等の発行元の組織を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、この措置が行われて以降、当該文書等が通信過程で第三者の攻撃等による改ざんを受けていないことを確認する仕組み。

※今回の論点では、使用の適否や利便性についてご意見頂くものであって、上表の各制度の個別具体のあり方についてのご意見を頂くものではありません。

【安全性や技術的な観点】

3. 前記の方式を選定する際に考慮しなくてはならない点はどのようなことか。

例：デジタル化した処分通知が通信過程で第三者の攻撃等による改ざんを受けていないことを考慮（改ざんされていないことが担保された暗号化が必要）。

4. 前記の方式を選定する際に安全性をどのような観点で評価すれば良いか。

例：①国内法令で定める基準になっている。

②国際標準等に準拠した技術が使われている。

③その方式を持つ法人が第三者からの認証を得ている。

（例：その方式に基づくサービスが第三者適合性評価機関の認証を得ている等）
など。

5. 到達の効力（送達効果；正しく届いていること）はどのように担保すれば良いか。

- 例示：開封確認付きで送付する、メール到達後に返信依頼するなど。

- その他

- 例えば、民事訴訟の電子化では、被告への訴状の送達は紙（特別送達）とし、手続に入ってから（当事者の同意のもとで）裁判所サーバへのアップ後、ダウンロードするか所定期間内にアクセスしなかったら到達したものとみなすが、同様な方法は有効か。

※不利益処分をする際には、行政手続法により原則として事前に相手方に意見陳述の機会を与える必要があり、その場合は当事者と事前に接触する機会があるため、そこで電子的なやり取りについて同意が取れば、類似の方法もありえるのではないか。

2. デジタル化する主体等の論点

【利便性や業務生産性の観点】

1. 国や地方自治体が通知業務の効率性（費用・時間・手間等）と安全性を両立するための方法を採用する際に、どのような考え方で検討すれば良いか。

例：①紙とデジタル化した時との作業量を比較し、コストがかからない方を採用する。

（コストによる検討）

②デジタル署名の要・不要を通知内容で仕分けする。

（目的による検討）

③フローや対応表を作成する、など。

（業務改革による検討）

2. 法人側が申請する際の行政手続のワンスオンリー（一度提出した情報は変更が無い限り、再度提出させない）を実現するために、電子的送付に係る通知先の収集や本人同意の取得はどのようにあるべきか。

• 例

- 申請時に提出された法人側の連絡先などを府省庁内部や府省庁間で共有する仕組み構築し、他の通知時にも利用する、など。

【安全性や技術的な観点】

3. デジタル上での既存の通知方法（メールで送信など）の適用範囲をどのように評価するか。

例

- ①法令に基づく行政指導通知を行う際には、組織の正式なドメインを持った電子メールを使用する。（例えば、@digital.go.jpなど）
- ②添付ファイルは暗号化し、パスワード付与をする、など。

4. 行政職員が処分通知等の施行時に、電子メールや電子申請・通知システムを使用するにあたり、セキュリティの観点から留意点はあるか。

例：通知を受ける者がフリーメールで受信するときの注意はあるか、など。

3. デジタル化されたものを受け取る主体の論点

【利便性や業務生産性の観点】

1. 個人又は法人等にとって、利便性が高い通知の受取方法はどのような方法か。

例：①個人・・・スマートフォンで確認可能な電子メール、LINEなどのSNSサービス

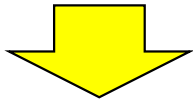
②法人・・・会社で利用している電子メール（@example.co.jpのようなドメインのある電子メール）など。

【利便性や業務生産性の観点】

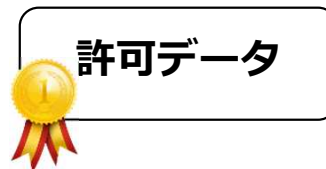
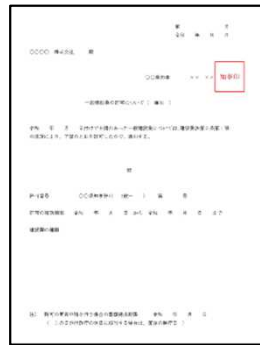
2. 個人又は法人等が、生産性向上の観点から、デジタル化された許可や認可書を公的証明書として、別途使用する場合、どのような基準があれば使用しやすいか。

例：許認可書のデジタルデータ単独で検証可能であることをルール化するなど。

【現在】
建設許可を紙で
もらい、許可票
に印字し、掲示。



【将来】
建設許可をデー
タで受信し、許
可票を電光掲示
板に表示。



サイネージ化

【安全性や技術的な観点】

3. 処分通知等のデジタル化によって、個人又は法人等が詐欺被害やなりすましなどの被害を受けないためには、どのような対策が必要でしょうか。

例：検証できるデジタル証明などを添付し、受信者へその検証方法を周知すること、など。

【その他ご意見】

1. 今回のテーマで、議論の論点として特に必要な事柄（希望）がありましたら、ご意見願います。
2. この他「処分通知等のデジタル化」やマルチステークホルダーモデルの運用について、ご意見がありましたら記入の程を宜しくお願いいたします。

該当ページ	用語	説明
3	対象限定列挙	適用対象を限定して列挙し、この内容に応じて運用する。
3	デジタル署名	PKIと公開鍵暗号を利用した電子署名方式の1つであり、本人であることや通信過程で第三者の攻撃等による改ざんを受けていないことなどの保証レベルが高い実現が可能。
3	電子署名	電子文書に対して、信頼できることを証明する仕組みや技術全般の総称。
4	ワンスオンリー	一度提出された情報は、二度提出させることを不要とすること。例えば、通知先のメールアドレスを行政機関内で共有することなど。
5	G P K I	政府認証基盤。 国の行政機関に電子申請・届出等を行うとき、PKIの技術により、(1)申請・届出や結果の通知が本当にその名義人（申請者や行政機関の処分権者）によって作成されたものか、(2)申請書や通知文書の内容が通信過程で第三者の攻撃等による改ざんを受けていないか、を確認するための仕組み。
5	L G P K I	地方公共団体組織認証基盤。 住民・企業が地方公共団体に電子申請・届出等を行うとき、あるいは地方公共団体間で文書のやり取りを電子的に行うときに、PKIの技術により、電子文書等の内容が通信過程で第三者の攻撃等による改ざんを受けていないかを確認する仕組み。
5	不利益処分	特定人物を名宛人として、その人物の権利を制限、または、義務を課す行政処分。
5	トラストサービス	電子署名、タイムスタンプ、eシール、eデリバリー等の技術を用いたサービス。
6	フリーメール	自由にメールアドレスを取得し、ブラウザを通してメールを送受信できる無料サービスいわゆるWebメールであり、Gmail、Yahooメール、Outlookメール等が該当。
6	U I ・ U X	UI（ユーザーインターフェース）は、サービスやプロダクトとユーザーの接点（例えば、サイトのデザインやフォントなど、ユーザーの視界に触れる情報）。 UX（ユーザーエクスペリエンス）は、製品やシステム、サービスなどの利用を通じてユーザーが得る体験。

論点ペーパー 1 回目の追加資料

※デジタル庁が関係情報を整理して作成

2022年10月7日

デジタル庁

デジタル社会共通機能グループ

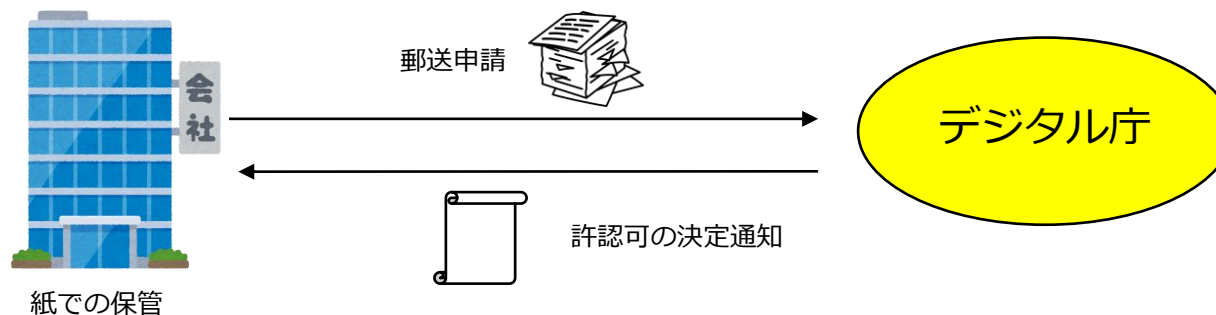
- 10月6日説明会において、複数の方々からの御意見を頂き、論点1回目に係るユースケース想定を次のページのとおりまとめました。この例や「行政手続等の棚卸結果等」をご参考の上、同論点に対するご意見を頂ければと思います。
- 2回目又は3回目以降の論点では、より具体的なユースケースをもとにした論点提示を予定しています。
- この他、申請等に基づかない処分通知等の対応表、申請等に基づく処分通知等の対応表を作成する上で、参考とした「行政手続等の棚卸結果等」の簡易な分析資料をご報告いたします（別途メールに添付）。
 - 公表資料は、令和3年度調査（令和2年度末（令和3年3月31日）時点）であり、同資料をもとに作成したため、既に記載内容が制度・実務上で変更している可能性があることをご留意の上、ご参考までに確認願います。
 - 各手続名をもとに、用語の頻出数や使用有無で簡易分析（一部重複あり）しています。
 - 申請等に基づく処分通知等：許可、承認、認定の事例
 - 申請等に基づかない処分通知等：命令、取消、勧告の事例

■ 各省庁や地方自治体の許認可

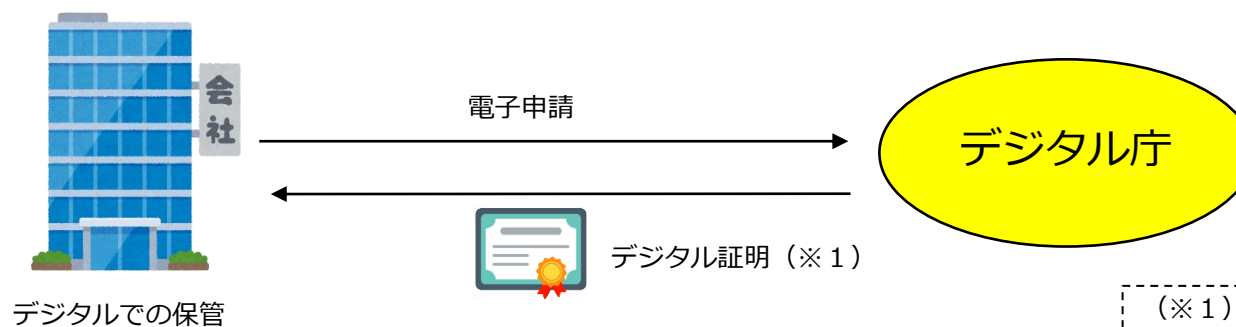
➤ 現在の制度

- 個人や法人等が申請に基づき、各省庁や地方自治体から許認可（許可や認可）を得ることで、許認可対象の禁止されている行為が実施できるようになる。

➤ 現在のフロー（紙の場合）



➤ デジタル化のフロー（例）



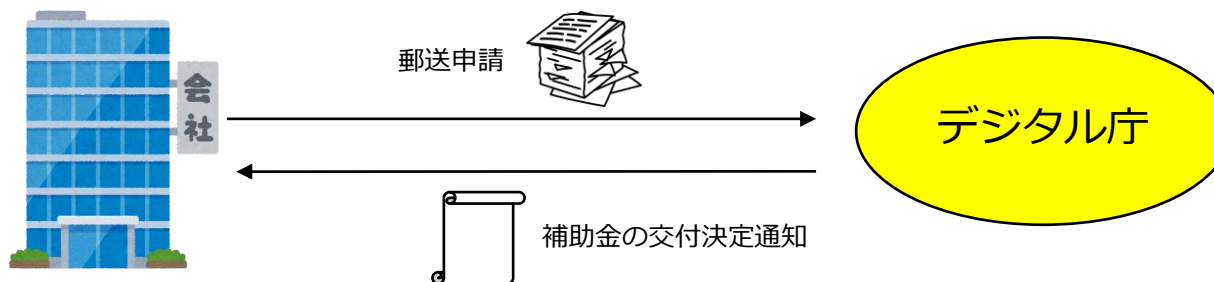
（※1）考えられるデジタル証明の方法（例）
1. 発信者証明を付ける。
2. デジタル署名を付ける。

■ 各省庁や地方自治体の補助金の交付決定通知

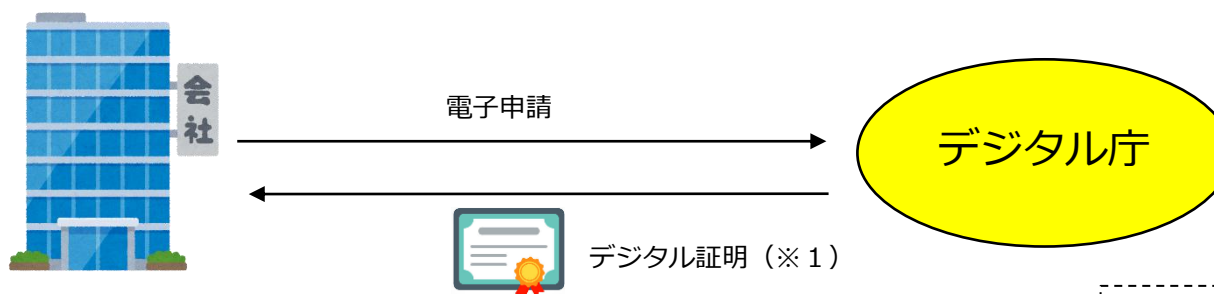
➤ 現在の制度

- 各省庁や地方自治体において、補助対象者が補助金交付要件やその他条件を設定した上で、個人や法人等からの申請に基づき行う補助金の交付決定通知

➤ 現在のフロー（紙の場合）



➤ デジタル化のフロー（例）



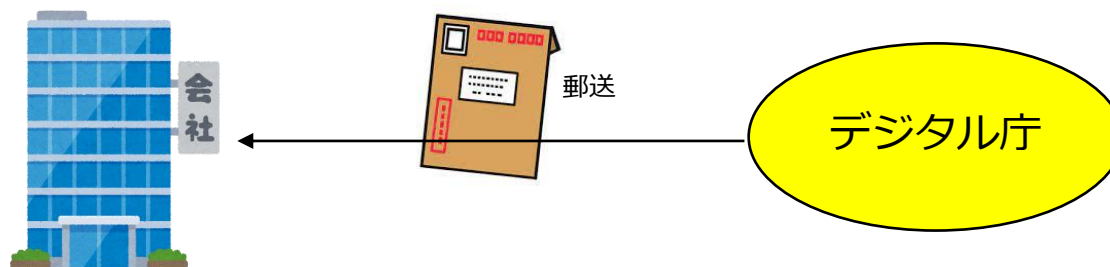
（※1）考えられるデジタル証明の方法（例）
1. 発信者証明を付ける。
2. デジタル署名を付ける。

■ 各省庁や地方自治体の許認可取消通知

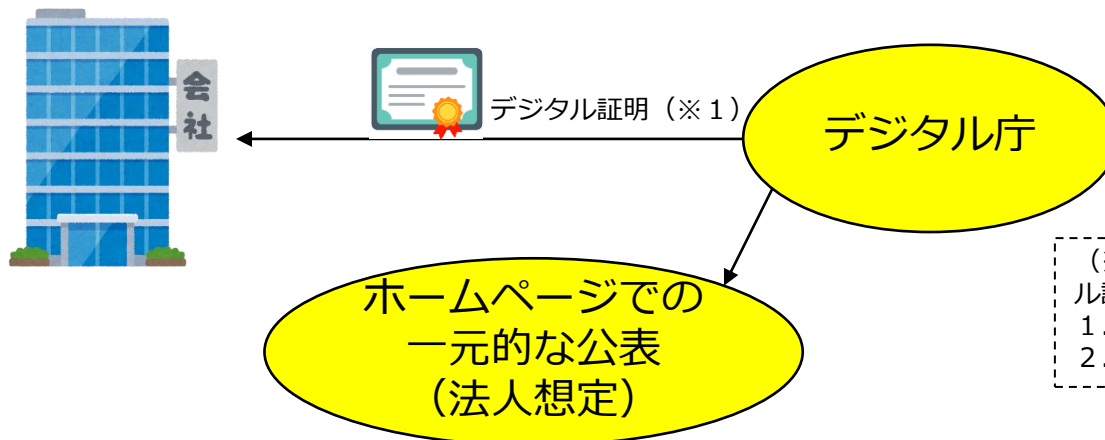
➤ 現在の制度（紙の場合）

- 各省庁や地方自治体において、一般的に、許認可対象者が許認可要件やその他条件を満たすことが出来なくなった場合に、許認可の取消が実施される。
- 配達記録付郵便等で文書が郵送される。

➤ 現在のフロー（例）



➤ デジタル化のフロー（例）



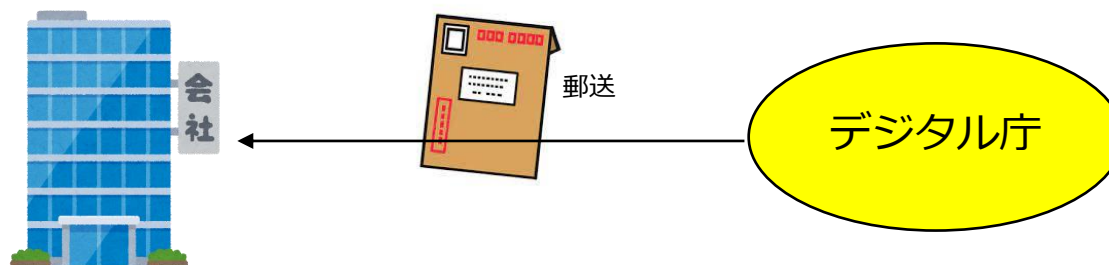
（※1）考えられるデジタル証明の方法（例）
1. 発信者証明を付ける。
2. デジタル署名を付ける。

■ 各省庁や地方自治体の補助金返還請求

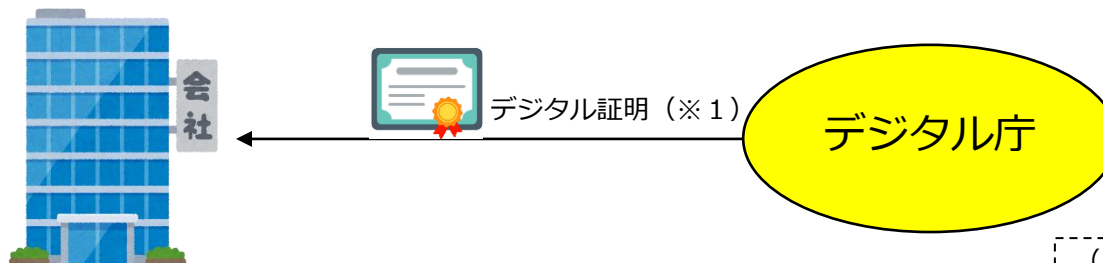
➤ 現在の制度（紙の場合）

- 各省庁や地方自治体において、一般的に、補助対象者が補助金交付要件やその他条件を満たすことが出来なくなった場合に、補助金の取り消しや返還請求が実施される。
- 配達記録付郵便等で文書が郵送される。

➤ 現在のフロー（例）



➤ デジタル化のフロー（例）



（※1）考えられるデジタル証明の方法（例）

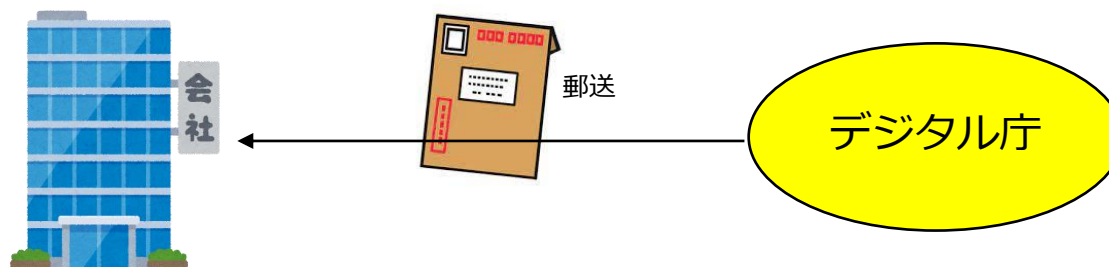
1. 発信者証明を付ける。
2. デジタル署名を付ける。

■ 入札参加資格の停止（指名停止の場合）

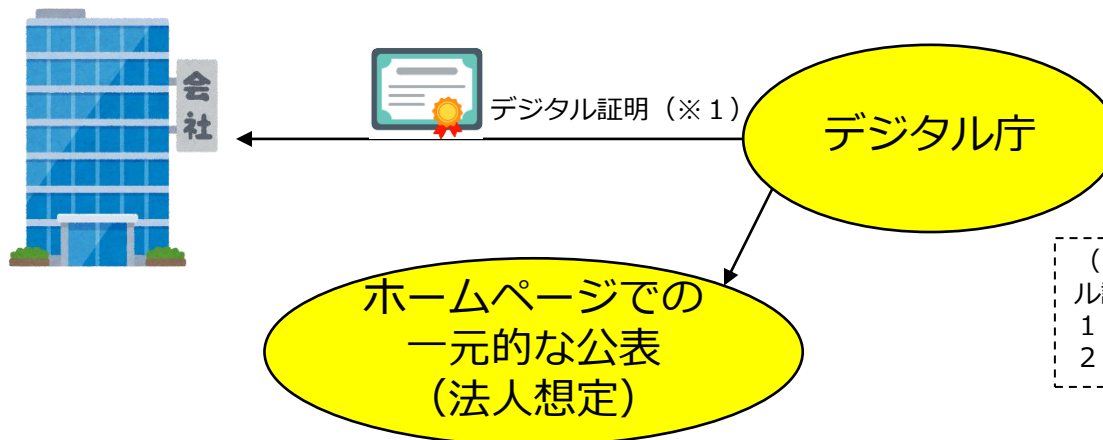
➤ 現在の制度（紙の場合）

- 建設工事等の場合、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」等に掲載されている措置基準に照らし、指名停止となる。
- 配達記録付郵便等で文書が郵送される。

➤ 現在のフロー（例）



➤ デジタル化のフロー（例）



(※1) 考えられるデジタル証明の方法（例）

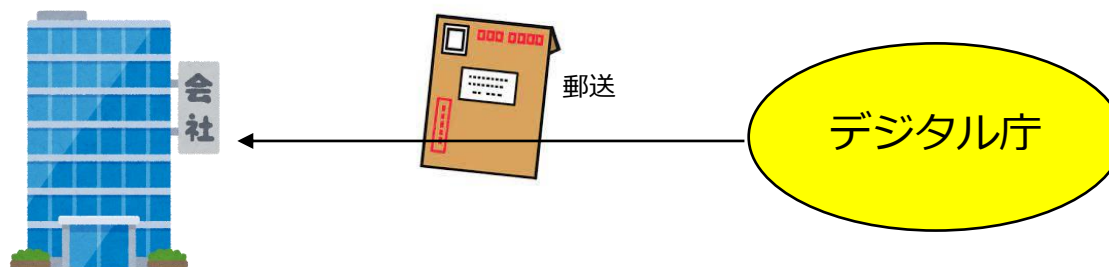
1. 発信者証明を付ける。
2. デジタル署名を付ける。

■ 入札参加資格の停止（指名停止の場合）

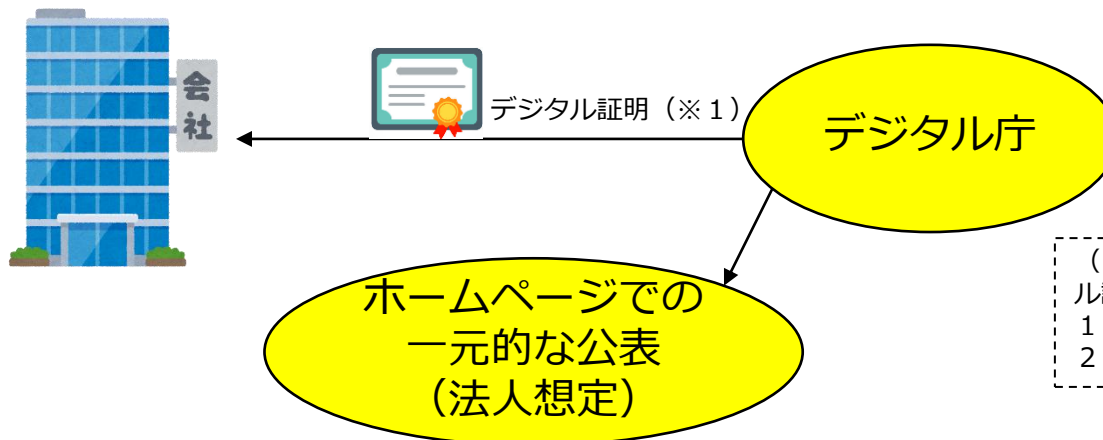
➤ 現在の制度（紙の場合）

- 建設工事等の場合、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」等に掲載されている措置基準に照らし、指名停止となる。
- 配達記録付郵便等で文書が郵送される。

➤ 現在のフロー（例）



➤ デジタル化のフロー（例）



(※1) 考えられるデジタル証明の方法（例）

1. 発信者証明を付ける。
2. デジタル署名を付ける。

デジタル改革に向けた
マルチステークホルダーモデルの運用
(処分通知等のデジタル化)

論点ペーパー

参加者への配布日

※デジタル庁が関係情報を整理して作成

2022年10月21日

意見締め切り日

2022年11月 2日 13時

2022年10月21日

デジタル庁

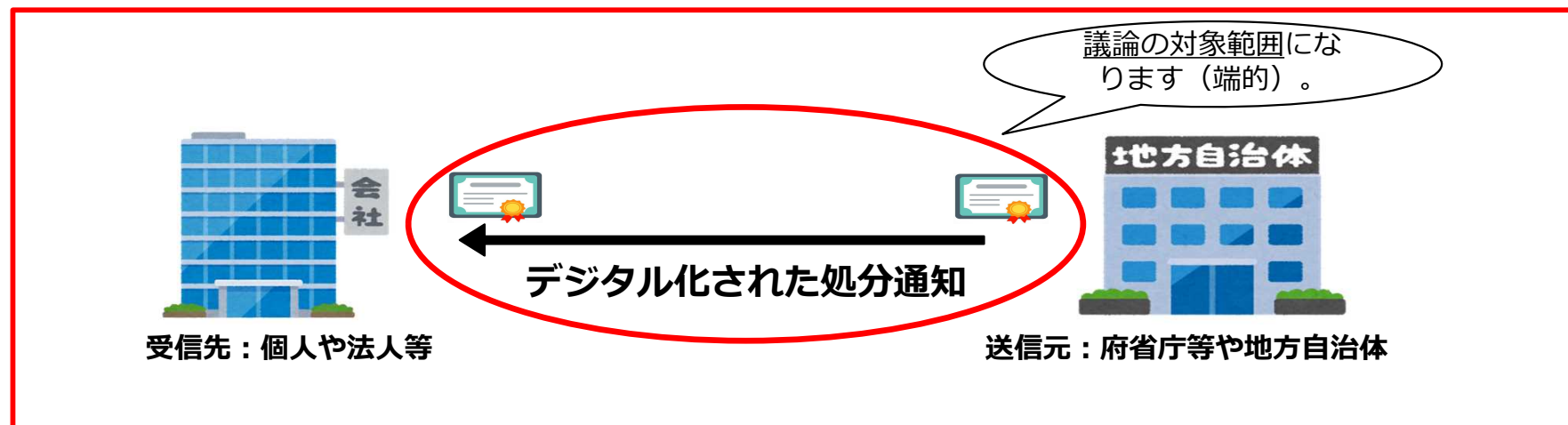
デジタル社会共通機能グループ

- MSM議論の対象範囲 2
- スケジュール 3
- 第2回のテーマ 5
- 論点 10

■ 本議論の対象範囲（概略）

➤ 処分通知等の定義(デジタル手続法)

- 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知
- 法令の規定に基づき行政機関等が行う通知



■ 背景

➤ 行政から個人や法人等への処分通知のデジタル化が遅れている。

• 日本におけるトラスト基盤の整備に係る調査研究最終報告書

- 「民間から行政への申請等ではデジタル化が進展しており、約7割がデジタル完結可能な手続きになっているものの、それ以外の主に行政から民間への処分通知／交付等ではあまりデジタル化が進んでいないといえず、デジタル化率は2割未満の状況である。」（2022年3月24日）

- 各論点を7回に分けて、関係団体より意見を収集します。
 - 今回は下記**赤枠**の部分になります。
- 翌週月曜日に前週とまとめと、次の論点ペーパーを送付します。
- 関係団体は原則として、Slackにご意見を投入頂き、議論します。
 - 意見がある部分のみ、投入頂くことで構いません。
- 取りまとめ結果は、11月下旬に原稿（案）を回報し、意見収集を行う予定です。

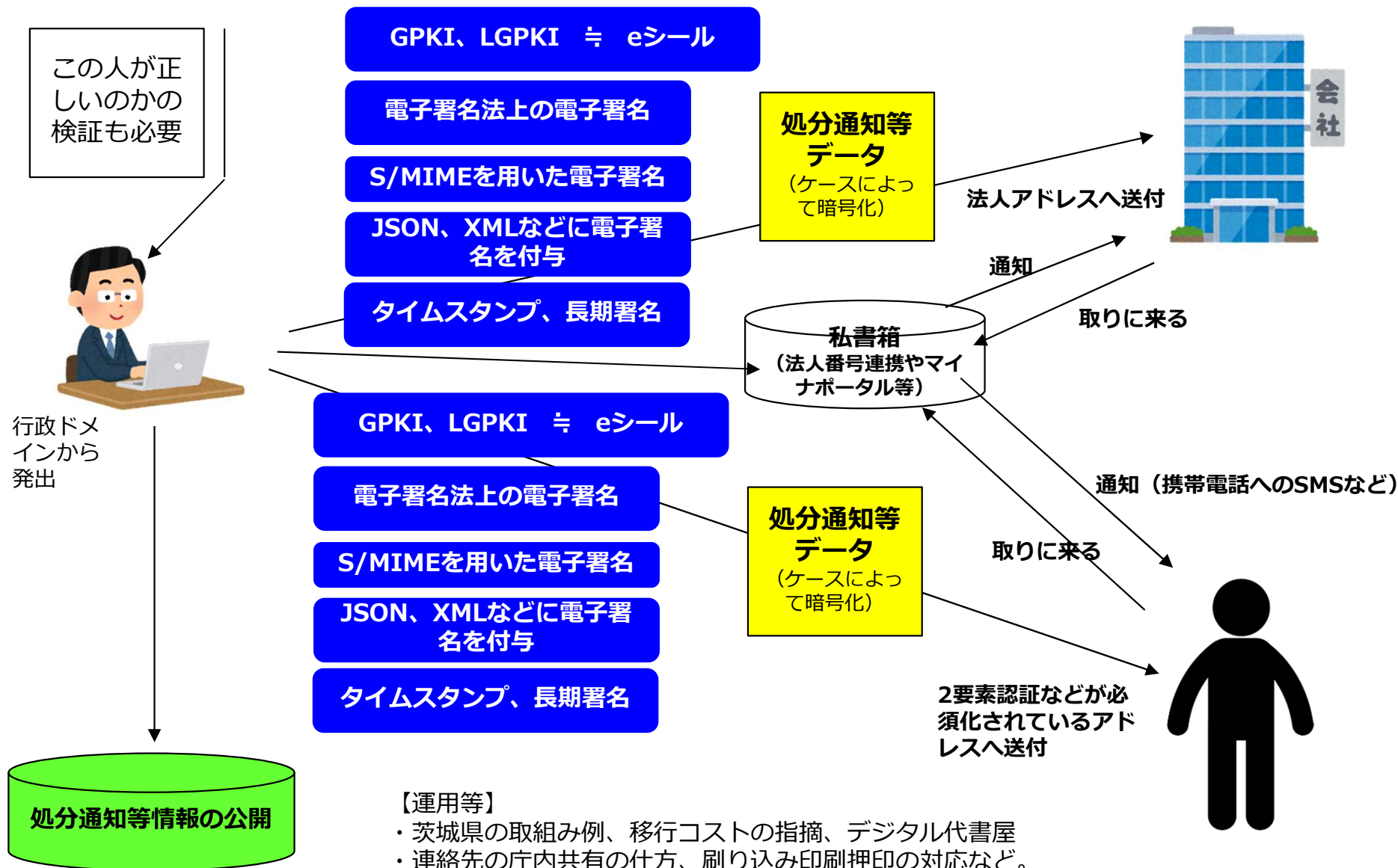
	期間	中間ミーティング	意見締切（予定）	主な論点
0	9月30日から10月7日	—	—	Slack接続、投稿等の試行期間
1	10月11日から10月20日	—	10月20日（木）17時	全体的なもの(全体的にご意見を頂くもの)
2	10月21日から11月2日	10月31日（月） 17:15～18:15	11月2日（水）13時	認定に係る処分通知（デジタル庁） 地方税関係通知のデジタル化（総務省）
3	10月28日から11月10日	11月4日（金） 15:00～16:00（予定）	11月10日（木）13時	処分通知等のデジタル化の適用対応関係（予定）
4	11月4日から11月17日	11月11日（金） 15:00～16:00（予定）	11月17日（木）13時	論点1～3回での議論不足箇所を議論（予定）
5	11月11日から11月24日	11月18日（金） 18:00～19:00（予定）	11月24日（木）13時	処分通知等のデジタル化の手法の検証（予定）
6	11月25日から12月2日	12月2日（金） 15:00～16:00（最終）	12月1日（木）13時	取りまとめ結果の確認（予定）

10月のスケジュール表 (10月20日時点版)

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30 第一回実施説明会 (15:00~16:00)	1
2	3	4	5	6	7 第一回論点説明会 (15:00~15:45) 第一回目論点	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20 一回目論点 意見締め切り	21 第二回論点説明会 (17:00~18:00) 第二回目論点	22
23	24	25	26	27	28 第三回論点説明会 (17:00~17:45) 第三回目論点	29
30	31 第二回論点 中間ミーティング (17:15~18:15)	1	2 二回目論点 意見締め切り	3	4	5

第2回のテーマ

- 皆さんからいただいた意見を大まかにまとめました。
- 短期的な御意見から中長期的な御意見まで幅広く頂きました。



■ 今回の主題

- デジタル化されたものに対してデータの完全性を担保し、その完全性の検証も容易にできるようにしたい。更に送達確認も行いたいが、どのようにしたらできるか。

■ 求められている観点

- すぐに手をつけられるものは何か。
 - 速やかなデジタル化が求められているため、即時や短期的な視点の検討が必要。
- 中長期に取り組まなければならないものは何か。

■ これから先の進め方

- 仮説を提示しており、イメージが沸きやすいようにユースケースを例示しています。
 - データの完全性、完全性の検証、送達確認
- その仮説に対して
 - 賛成か、反対かの御意見をください。
 - 反対の場合には、その理由も教えてください。
 - もっと良い代案がある場合には、ご提案ください。
- Slackでは書き込みによる一方向に留まってしまうため、双方向の議論ができるように意見募集期間に中日を設け、オンラインミーティングを設定します。ご都合がつく方は、御参加頂きそこで御意見を頂きたく思います。

- 第1回論点ペーパーに示した表分類から申請に基づくもの・基づかないものを一つずつ提示します。
 - デジタル化のニーズが高いものをユースケースにしたいので、参加者の皆様へ別途御意見を伺う場合があります。是非、ご協力ください。
 - 第2回は、議論を進めるためファシリテータの方でテーマを設定します。
- ※以下の事例は便宜上記入

申請等に**基づく**処分通知

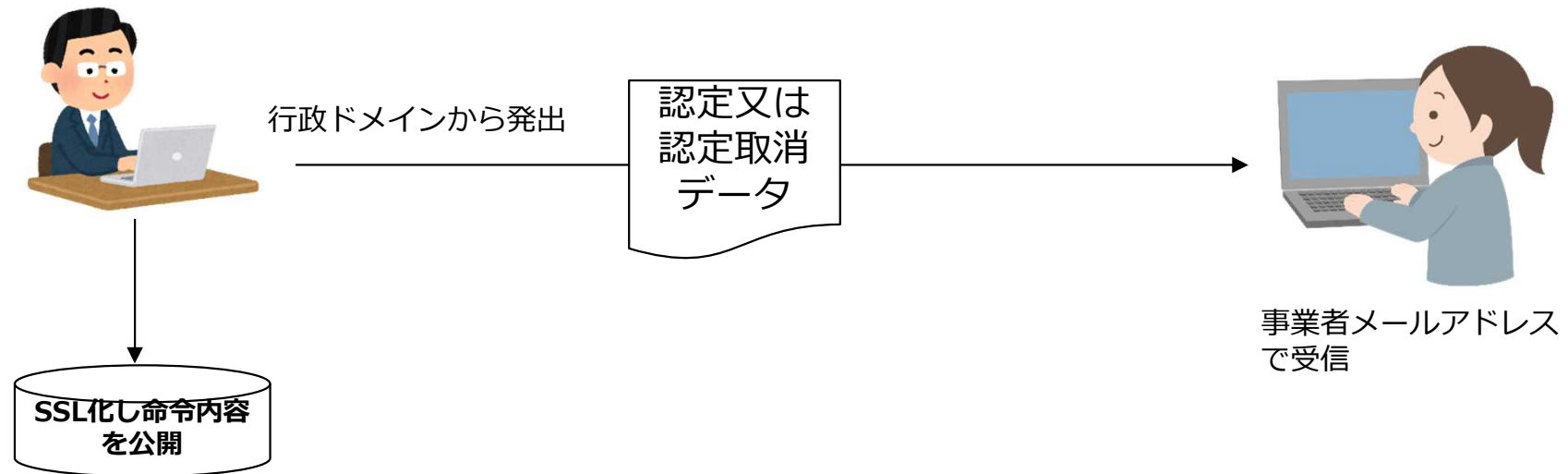
認可・許可の通知	指定・登録の通知	決定の通知
電子委任状法の認定 (デジタル庁)	入札参加資格 (全省庁)	開示請求の写しの交付を一部しか行わないという内容の応答の取消

申請等に**基づかない**処分通知

徴収・聴取・検査の通知	勧告の通知	指示・改善・措置命令の通知	禁止・停止命令の通知	認定・許可取消しの通知
電子署名法の報告徴収及び立入調査 (デジタル庁)	第一種(第二種)動物取扱業に係る勧告 (環境省)	不当表示違反への措置命令 (消費者庁)	無登録金融商品取引業に対する停止命令 (金融庁)	電子委任状法の認定取消し (デジタル庁)

■ 前提

- 認定又は認定取消しは事業者に対して通知されるため、デジタル化されたデータはメール受信可能な端末（パソコン等）に送信する前提。
 - GPKI、LGPKIは現状、端末環境での署名検証が容易ではないため、候補からは外す。（検証できるようにすることを進めて欲しいという点を提言の中に書き込む。）



■ 想定される送信方法（選択肢）

ケース	データの完全性の担保	容易な検証性	送達確認
1	行政ドメインからのメール送信	行政ドメインで正しさを検証	開封確認メール
2	行政ドメインからのメール送信に加え、許可データに民間の電子署名を付す。	行政ドメインと電子署名で正しさを検証	
3	行政ドメインからのメール送信に加え、許可データに電子署名法に基づき認定された事業者の署名を付す。	行政ドメインと電子署名で正しさを検証	

申請に基づく処分通知等のユーザー スペース

■ 概要（簡略化して記載）

- 電子委任状法の電子委任状取扱業務を行おうとする者は、電子委任状法第5条第2項の規定によりデジタル庁へ申請を行い、認定基準に適合している場合に認定を受けることができる。
- 今回の例示では、デジタル庁が認定を受けた事業者へ認定書を送信する方法の議論を想定。

■ 行政が行うこと（仮定）

- **政府（所管）の認定書を事業者へ郵送する。** →デジタル化したい
- 認定した内容について公示する。

■ 現状と選定意図

- 現時点では本件の認定件数は少ないが、**認定（行政⇒事業者）は他法律の許認可と手続きの共通事項があるため、デジタル庁所管内から選定し、ユースケースとして設定**

申請に基づかない処分通知等の ユースケース

■ 概要（簡略化して記載）

- 電子委任状法の電子委任状取扱業務を行おうとする者は、電子委任状法第5条第2項の規定によりデジタル庁へ申請を行い、認定基準に適合している場合に認定を受けることができる。
- 電子委任状法上の認定を受けた事業者が同法第12条の取消事由に該当するときは、認定を取り消すことができる。

■ 行政が行うこと（仮定）

- **政府（所管）の認定取消しを事業者へ郵送する。** →デジタル化したい
- 認定取消しの内容について公示する。

■ 現状と選定理由

- 現時点では本件の認定取消事例はないが、**認定（行政⇒事業者）の取消しは、他法律の許認可取消しと手続きの共通事項があるため、デジタル庁所管内から選定し、ユースケースとして設定**

- 10月21日（金） 本資料の説明と質疑応答
- 10月31日（月） 途中の意見交換（オンライン；参加可能な方のみ
1時間程度）
- 11月2日（水） 13時 意見締め切り

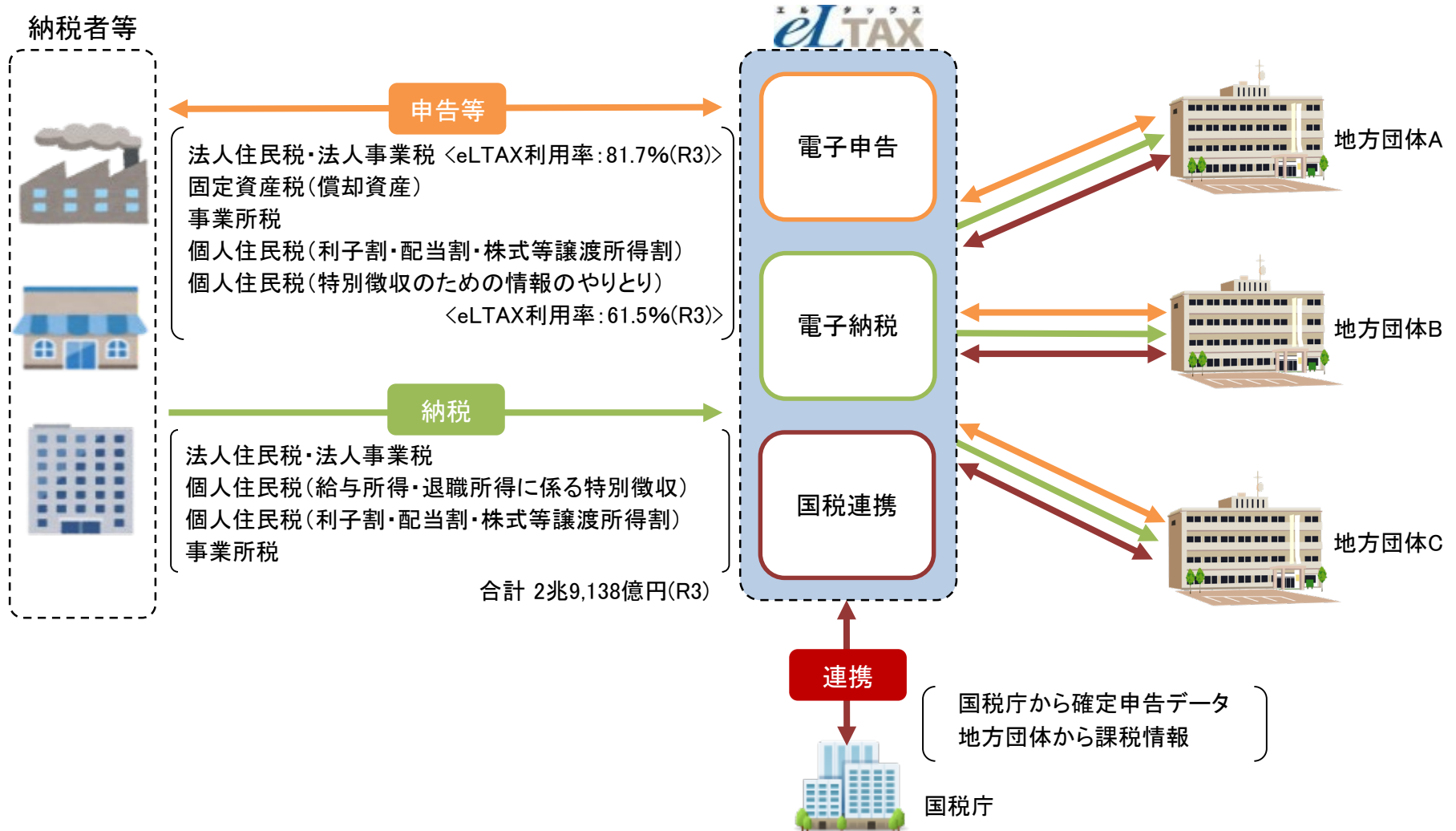
地方税関係通知のデジタル化に係る 現状と課題



令和4年10月21日(金)
総務省 自治税務局 電子化推進室

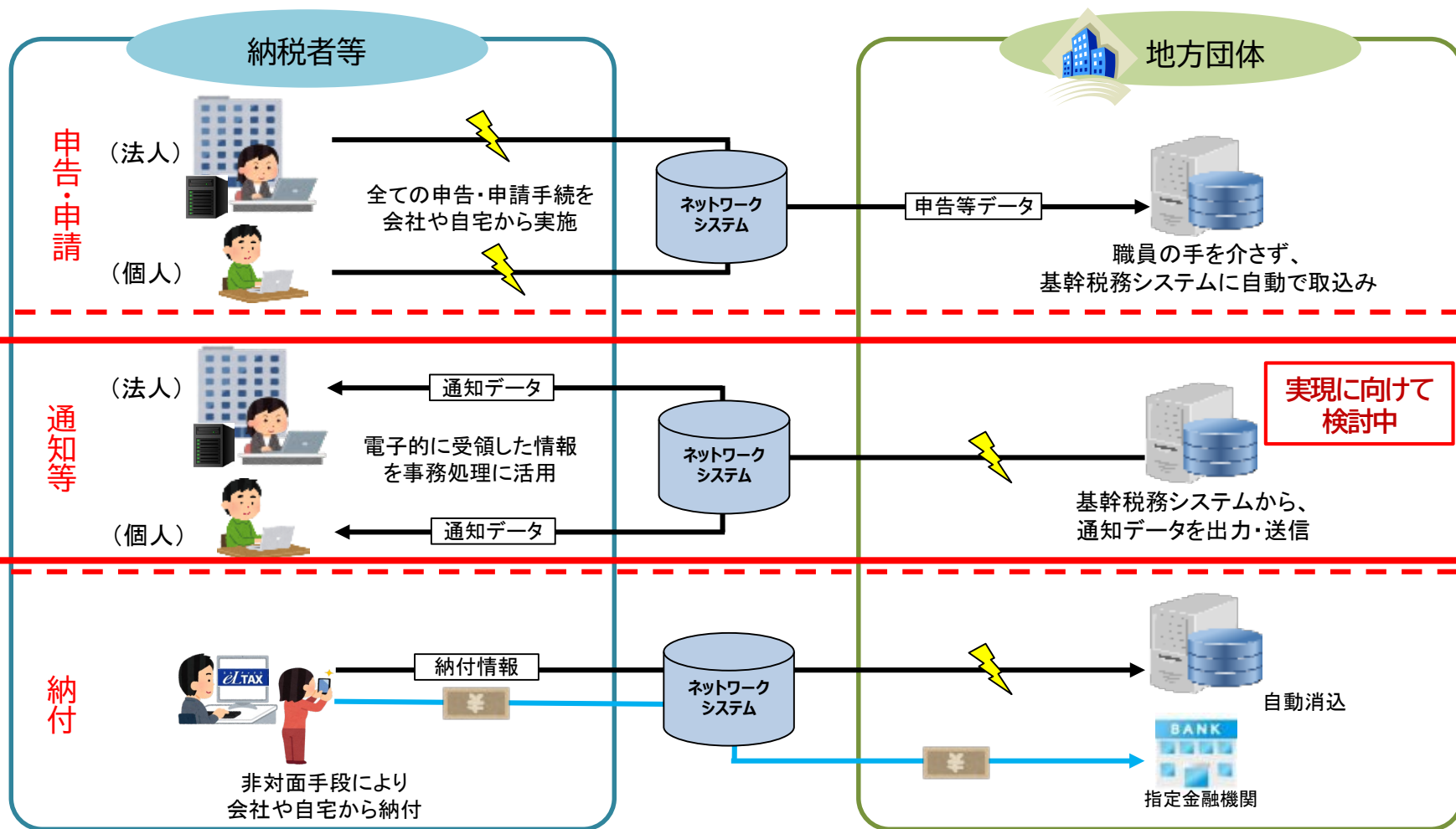
eLTAX(エルタックス)について

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続きを電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。



地方税務手続のデジタル化に係る「目指すべき将来像」

- 納税者と地方団体との間のあらゆる手続についてオンラインで行うことを可能とし、双方において、電子的に受信した情報の事務処理での活用を可能とするなど地方税務手続の「デジタル完結」を目指す。



地方税における納税義務者数・課税件数

○ 地方税は国税と異なり、賦課課税税目(申告申請に基づかないもの)が大半を占めており、納税通知書等は、毎年、地方団体が納税義務者に一方的に送付するもの。特に、自動車税・軽自動車税の種別割や固定資産税(都市計画税を含む)は、納税義務者が多いため、納税通知書等の発送枚数も多い。

<課税件数>

【都道府県税】

①自動車税種別割 課税台数 : 4,289万台 [令和2年度]

【市区町村税】

②軽自動車税種別割 課税台数 : 4,098万台 [令和2年度]

③固定資産税の納税義務者数 [令和3年度]

➢ 土地 : 4,138万人 (うち個人 3,970万人)

➢ 家屋 : 4,214万人 (うち個人 4,041万人)

➢ 償却資産 : 472万人 (うち個人 132万人)

④個人住民税(普通徴収) : 1,347万人 [令和3年度]

➢ 全体6,425万人 - 給与所得者(特別徴収) 5,078万人

<上記税目に係る法定納期>

税目		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	翌3月
自動車税種別割	県					●										
軽自動車税種別割	市				●											
固定資産税 (都市計画税含む)	市	申告 (償却)			●			●					●			●
個人 住民 税	給与特徴	市	(提出)特別徴収義務者が1月末までに給与支払報告書を提出 (通知)地方団体は5月中に特別徴収税額通知を発送。上記特別徴収税額通知に従い、従業員の毎月の給与から税額を天引きし、翌月10日までに納入													
	普通徴収	市		確定申告			●		●		●				●	

(注)上記税目は、地方団体の条例により、納期限を変更することも可能。

<主な論点>

1 対象とする通知

- ・ 納税者の申請に基づく通知（減免決定通知書、納税証明書等）のほか、申請に基づかない通知（納税通知書等）についても電子的送付を検討することとしてはどうか。

2 通知先

- ・ 法人への通知については、既に法人がeLTAXを活用した申告等を広く行っていることから、eLTAXアカウントへ送付することが考えられるか。
- ・ 納税通知書など個人の納税者へ送付する通知については、マイナポータルの利用が考えられるか。その場合、eLTAXの位置付けをどのように考えるか。

3 到達の効力

- ・ デジタル手続法の「当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす」との規定について、地方税において特に留意すべき点はないか。

4 電子的送付に係る希望の取扱い

- ・ 申請を伴わない通知（納税通知書等）について、いつ、どのように、電子的送付に係る希望を受け付けるか。
- ・ 納税者からの希望を待つことなく、申請を伴わない通知（納税通知書等）のコピーをマイナポータル等へお知らせとして送付することも考えられないか。

5 後続手続での通知情報の活用

- ・ 通知情報の電子納付での活用などにより、一連の手続を電子で完結させることを検討してはどうか。

地方税電子化検討会・実務者WGとりまとめ(処分通知等のオンライン化)

- 地方税関係の処分通知等のうち、特に納税通知書や付随する課税明細書等の電子的送付方法について集中的に検討。
- 上記論点に関する現時点での検討方針は下記のとおり。

	検討方針
対法人	原則、納税者のeLTAXIDに対し、納税者本人であることの真正性・実在性の確保策を講じたうえで、納税通知書等の副本を電子的に送付。
対個人	原則、納税者のマイナポータルアカウントに対し、プッシュ型で納税通知書等の副本を電子的に送付。

※ 高齢者・小規模企業等の実情や、本人の真正性・実在性の担保の必要性等を考慮し、サービス開始時は、紙の納税通知書等(正本)の送付と並行して、副本データの電子的送付として実施する形を想定。

※ 法人はeLTAXの利用に馴染みがあるが、eLTAXIDは現状、本人の真正性・実在性が厳密には担保されていないため、電子的送付の希望申請等を通じて真正性・実在性が確保できた法人に対して、電子的送付を実施する形を想定。

※ 個人はeLTAXを利用していない者が多く、今後も基本的には同様と見込まれることや、マイナポータルアカウントは既に本人の真正性・実在性が確保されていること等から、納税者本人との間で特定・紐付けができたマイナポータルアカウントに対して、電子的送付の希望を待つことなく電子的送付を実施する形を想定。(なお、eLTAXIDを能動的に取得し、eLTAXを通じた納税通知書等の電子的送付を望む個人(個人事業者を含む)については、法人向け方策を応用して対応することを想定。)

- ただし、上記検討方針については、引き続き以下のような課題が存在するため、デジタル庁等関係機関とも調整を図りながら、さらに検討を深めていくことが必要。

【主な課題】

- ・利便性を確保した上での、法人の真正性・実在性の確保方法(納税通知書(正本)の利活用・eLTAXIDの強化・gBizIDとの連携等)
- ・通知の送り先となるマイナポータルアカウントの特定方法・紐づけ方法 ・納税義務者の宛名情報とマイナンバーの紐付け
- ・eLTAX(地方税共同機構)における税務情報・個人情報への保持のあり方 ・通知書格納サーバの設置方法・接続方法
- ・税理士が法人に代わって電子的送付の希望申請など税務代理を行う場合の対応方法 など

- また、納税通知書等以外の通知(各種証明書等)の取扱いについても、引き続き検討が必要。

**電子委任状をユースケースとした
申請による通知をデジタル化したい**
メモ

2022年10月31日
ファシリテータ作成

■ テーマ

- デジタル化されたものに対してデータの完全性を担保したい。
- その完全性の検証も容易にできるようにしたい。
- 更に送達確認も行いたい。

■ 方針

- できるものからすぐに始めたい。
 - システム構築などには時間がかかるので、最も簡易な電子メールを前提に考えたい。

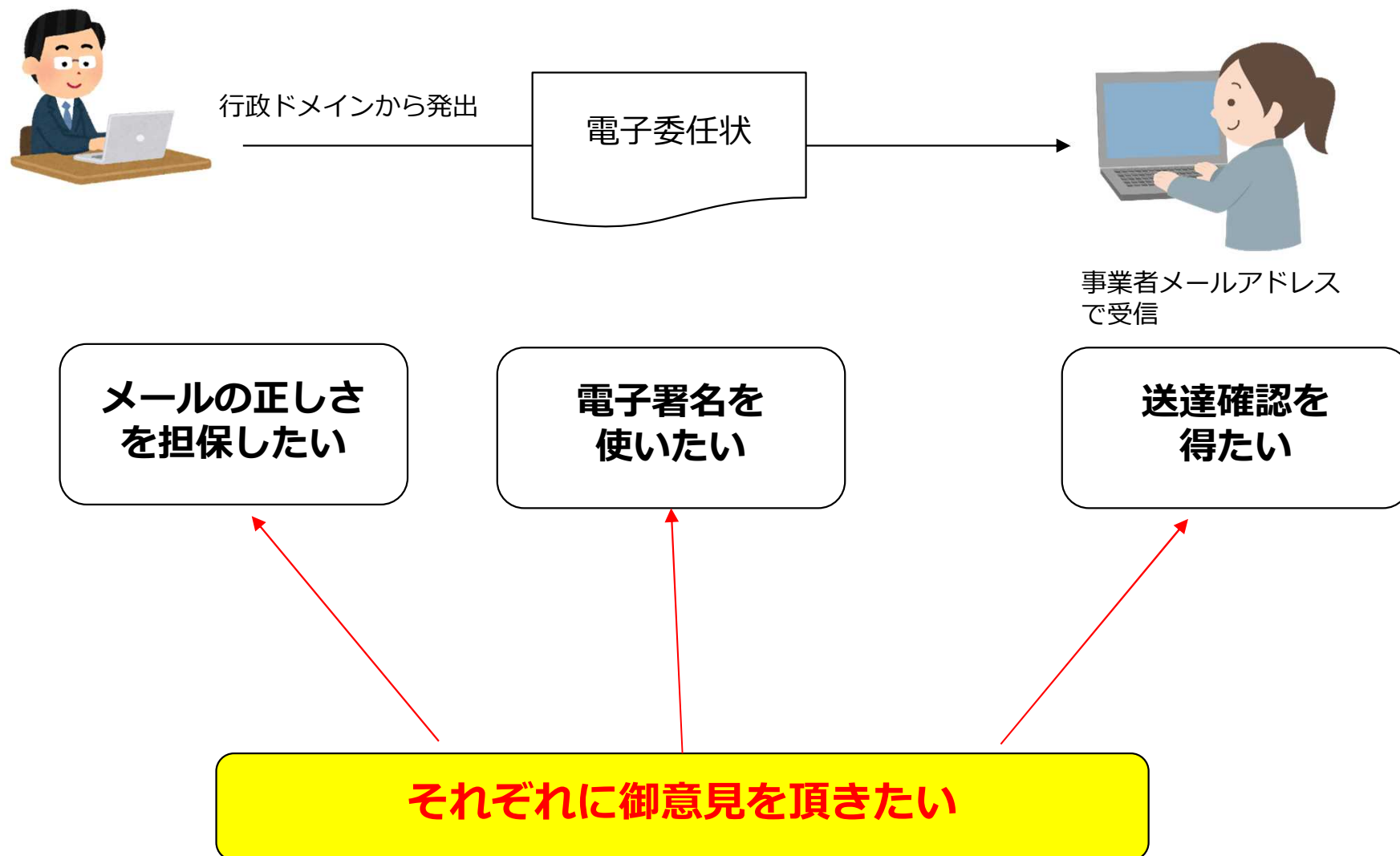
■ ケース

- 申請に基づく処分通知等の場合
 - 申請時に送達可能なメールアドレスをもらう前提
- 申請に基づかない処分通知の場合
 - 事前に許認可などを受けており、それを取り消される場合
 - 申請時に送達可能なメールアドレスをもらっている前提
 - 何も無い状態で突然、連絡が来る場合
 - 事前に連絡先は他の行政文書から得た電話番号を使う場合（税の徴収等）

本日、御意見頂きたい範囲

■ 前提

- 申請時に送達可能なメールアドレスをもらっている前提
- GPKIやLGPKIは“検証できない”ので議論対象にはしない。
 - 但し、“検証可能とする”ことを提言では求めます。



メールの正しさを担保したい

■ 御意見頂きたい点

- 下表の方法の内、行政機関が導入する場合に適したものはありますか。
- または下表には無く、経済性・合理性に優れた方法（ツール）はありますか。

方法	深いIT知識を持っていない受信者の確認方法	考えられる課題
何もせず送る	メールアドレスのドメインをブラウザに入力し、行政機関が存在するかを確認する。	なりすまし被害などがある。
DKIM (DomainKeys Identified Mail) の送信元のIPアドレスを使う。	メールのヘッダ情報を確認する。	費用がかかる。
S/MIMEを利用する。	メールに添付されている署名で確認する。	担当者の数だけの電子署名を購入する。

電子署名を使いたい

■ 御意見頂きたい点

- 下表の方法の内、行政機関が導入する場合に適したものはありますか。
- または下表には無く、経済性・合理性に優れた方法（ツール）はありますか。
- 更に、その課題の解決案があれば教えてください。

方法	考えられる課題
電子署名法に基づく認定認証事業者の電子署名（実印相当）を使う。	電子認証局による事前申請が必須であり、使用期間に応じた使用手数料もかかる。
電子契約等で利用されている電子署名を使う（当事者型、又は立会人型の電子署名（※1））。	第三者による監査などのスキームがない。
電子契約等で利用されている電子署名（当事者型、又は立会人型電子署名（※1））+タイムスタンプを使う。	非改ざん性は保証できるが、第三者による監査などのスキームがない。

（※1）この議論では、当事者型・立ち合い型の良し悪しについては議論はしませんが、特徴などあれば御教示ください。

送達確認を得たい

■ 御意見頂きたい点

- 下表の方法の内、行政機関が導入する場合に適したものはありますか。
- または下表には無く、経済性・合理性に優れた方法（ツール）はありますか。

方法	考えられる課題
メールの題名や文章に“要返信”などの単語を書き、受け取った旨のメールを相手方からもらう。	受信者の意志に委ねるしかない。
開封確認ツールを利用する。	ツールが使えないケースがある。
電子文書を格納したURLを記載する。	

事務連絡

- 本日の件で御意見があれば、Slackに書き込んでください。
- 次回の意見交換会では、下記の赤枠部分について実施します。
 - 申請に基づく処分通知等の場合
 - 申請時に送達可能なメールアドレスをもらう前提
 - 申請に基づかない処分通知の場合
 - 事前に許認可などを受けており、それを取り消される場合
 - 申請時に送達可能なメールアドレスをもらっている前提
 - 何も無い状態で突然、連絡が来る場合
 - 事前に連絡先は他の行政文書から得た電話番号を使う場合（税の徴収等）

デジタル改革に向けた
マルチステークホルダーモデルの運用
(処分通知等のデジタル化)

論点ペーパー

参加者への配布日

※デジタル庁が関係情報を整理して作成

2022年10月28日

意見締め切り日

2022年11月10日 13時

2022年10月28日

デジタル庁

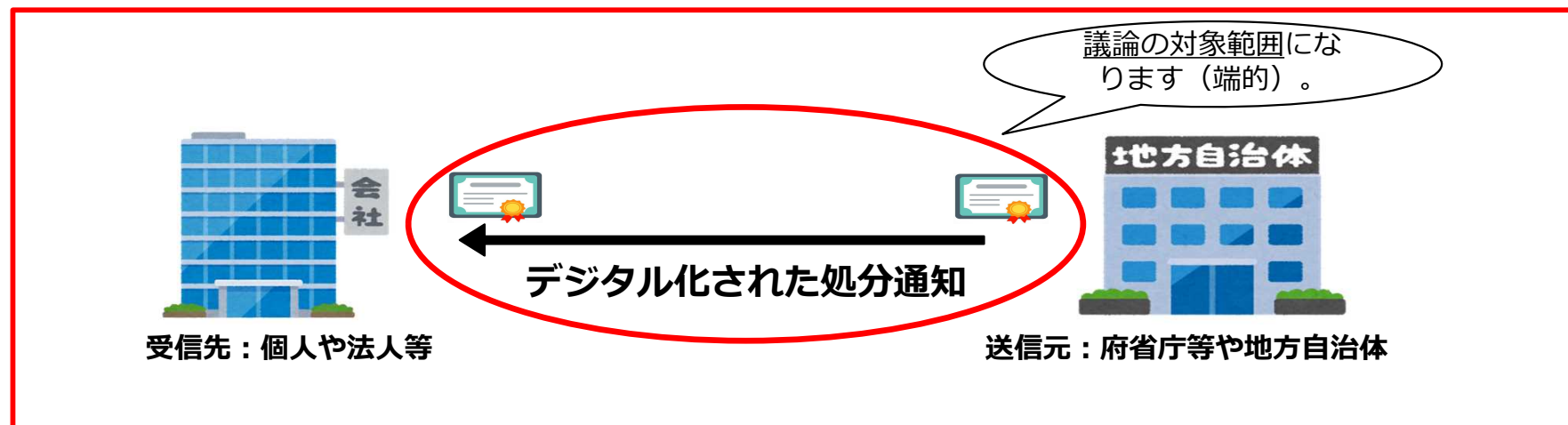
デジタル社会共通機能グループ

- MSM議論の対象範囲 2
- スケジュール 3
- 第3回のテーマ 5

■ 本議論の対象範囲（概略）

➤ 処分通知等の定義(デジタル手続法)

- 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知
- 法令の規定に基づき行政機関等が行う通知



■ 背景

➤ 行政から個人や法人等への処分通知のデジタル化が遅れている。

• 日本におけるトラスト基盤の整備に係る調査研究最終報告書

- 「民間から行政への申請等ではデジタル化が進展しており、約7割がデジタル完結可能な手続きになっているものの、それ以外の主に行政から民間への処分通知／交付等ではあまりデジタル化が進んでいないといえず、デジタル化率は2割未満の状況である。」（2022年3月24日）

- 各論点を7回に分けて、関係団体より意見を収集します。
 - 今回は下記**赤枠**の部分になります。
- 翌週月曜日に前週とまとめと、次の論点ペーパーを送付します。
- 関係団体は原則として、Slackにご意見を投入頂き、議論します。
 - 意見がある部分のみ、投入頂くことで構いません。
- 取りまとめ結果は、11月下旬に原稿（案）を回報し、意見収集を行う予定です。

	期間	中間ミーティング	意見締切（予定）	主な論点
0	9月30日から10月7日	—	—	Slack接続、投稿等の試行期間
1	10月11日から10月20日	—	10月20日（木）17時	全体的なもの(全体的にご意見を頂くもの)
2	10月21日から11月2日	10月31日（月） 17:15～18:15	11月2日（水）13時	認定に係る処分通知（デジタル庁） 地方税関係通知のデジタル化（総務省）
3	10月28日から11月10日	11月4日（金） 15:00～16:00	11月10日（木）13時	許可に係る処分通知（デジタル庁）
4	11月4日から11月17日	11月11日（金） 15:00～16:00（予定）	11月17日（木）13時	論点1～3回での議論不足箇所を議論（予定）
5	11月11日から11月24日	11月18日（金） 18:00～19:00（予定）	11月24日（木）13時	処分通知等のデジタル化の手法の検証（予定）
6	11月25日から12月2日	12月2日（金） 15:00～16:00（最終）	12月1日（木）13時	取りまとめ結果の確認（予定）

■ 今回の主題

- デジタル化されたものに対してデータの完全性を担保し、その完全性の検証も容易にできるようにしたい。更に送達確認も行いたいが、どのようにしたらできるか。

■ 求められている観点

- すぐに手をつけられるものは何か。
 - 速やかなデジタル化が求められているため、即時や短期的な視点の検討が必要。
- 中長期に取り組まなければならないものは何か。

■ これから先の進め方

- 仮説を提示しており、イメージが湧きやすいようにユースケースを例示しています。
 - データの完全性、完全性の検証、送達確認
- その仮説に対して
 - 賛成か、反対かの御意見をください。
 - 反対の場合には、その理由も教えてください。
 - もっと良い代案がある場合には、ご提案ください。
- Slackでは書き込みによる一方向に留まってしまうため、双方向の議論ができるように意見募集期間に中日を設け、オンラインミーティングを設定します。ご都合がつく方は、御参加頂きそこで御意見を頂きたく思います。

第3回のテーマ

- 第1回論点ペーパーに示した表分類から申請に基づくもの・基づかないものを一つずつ提示します。
 - デジタル化のニーズが高いものをユースケースにしたいので、参加者の皆様へ別途御意見を伺う場合があります。是非、ご協力ください。
 - 第3回は、議論を進めるためファシリテータの方でテーマを設定します。
- ※以下の事例は便宜上記入

申請等に**基づく**処分通知

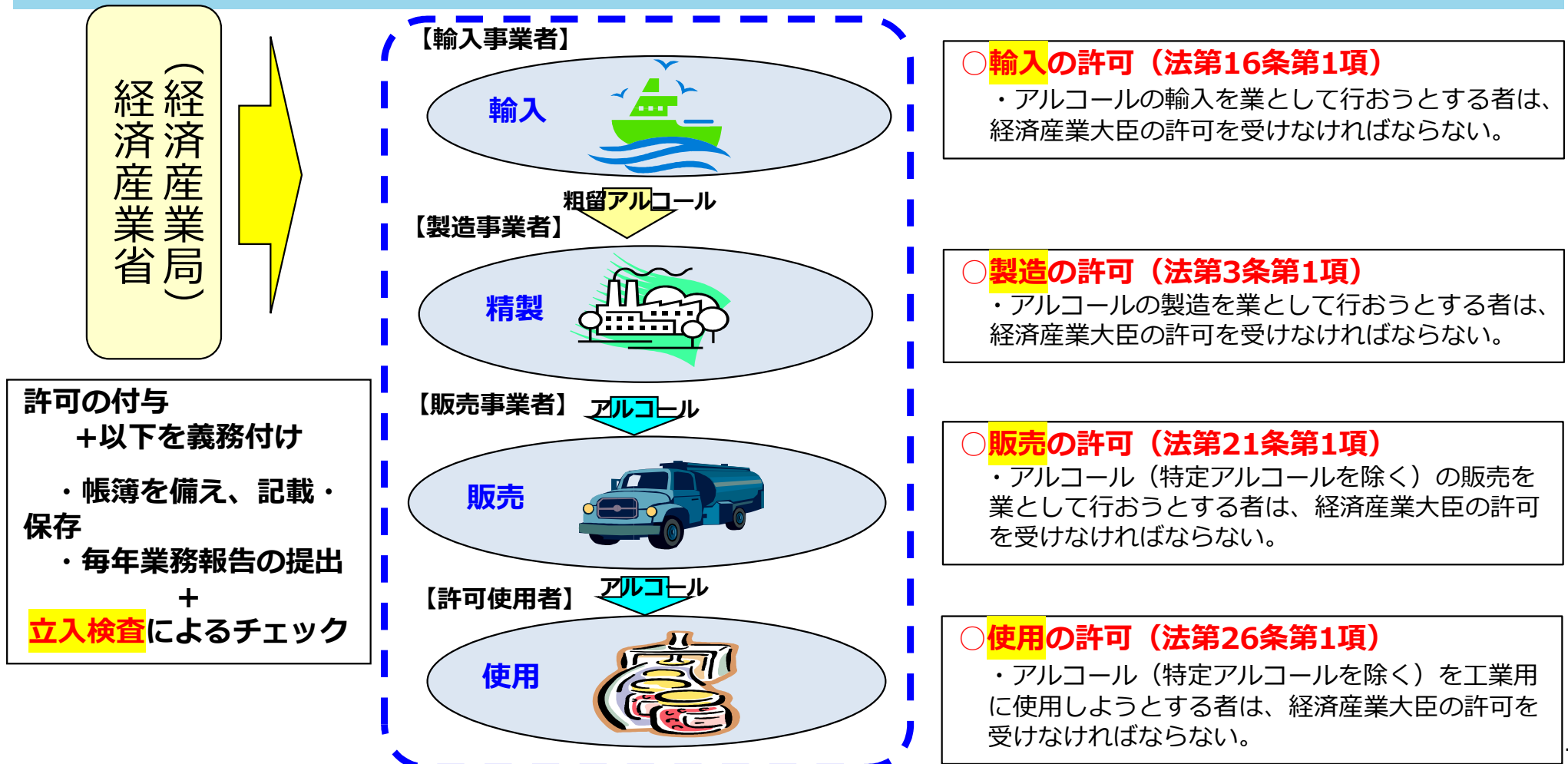
認可・許可の通知	指定・登録の通知	決定の通知
アルコール事業法の許可 (経済産業省)	入札参加資格 (全省庁)	開示請求の写しの交付を一部しか行わないという内容の応答の取消

申請等に**基づかない**処分通知

徴収・聴取・検査の通知	勧告の通知	指示・改善・措置命令の通知	禁止・停止命令の通知	認定・許可取消しの通知
アルコール事業法の立入検査 (経済産業省)	第一種(第二種)動物取扱業に係る勧告 (環境省)	アルコール事業法の業務改善命令 (経済産業省)	無登録金融商品取引業に対する停止命令 (金融庁)	アルコール事業法の許可の取消し (経済産業省)

【ユースケース】 アルコール事業法の許可に係る概要

- 工業用アルコールの製造、輸入、販売、使用等を行う者について、用途の確認、使用実績の把握を行うため**事前の許可制**を採用。業務報告の提出や立入検査等を通じた**事後確認**を実施
- 流通管理に馴染まない用途には、酒税相当額が加算された特定アルコールが使用でき、特定アルコールを販売した輸入事業者及び製造事業者は販売数量を報告し加算した金額を納付。
- **デジタル庁では、処分通知のデジタル化が検討段階であるとともに、許可情報の公表が優れた方法で実施していることから、経済産業省と調整し、ユースケースとして選定**



申請に基づく処分通知等のユーザー スペース

■ 概要

- アルコール分（温度15度の時に原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量）が90度以上のアルコールを使用・製造・輸入・販売する事業者はアルコール事業法に基づき、許可を得なくてはならない。

■ 行政が行うこと

- 許可の書面を事業者（個人を含む。以下同じ。）へ郵送する。
- 許可した事業者の情報を公表する。

■ 現状と選定意図

- 許可件数は約4,100件
- 許可した事業者の情報を機械可読できる形式（CSV形式）で公表
 - アルコール事業者名簿（METI/経済産業省）

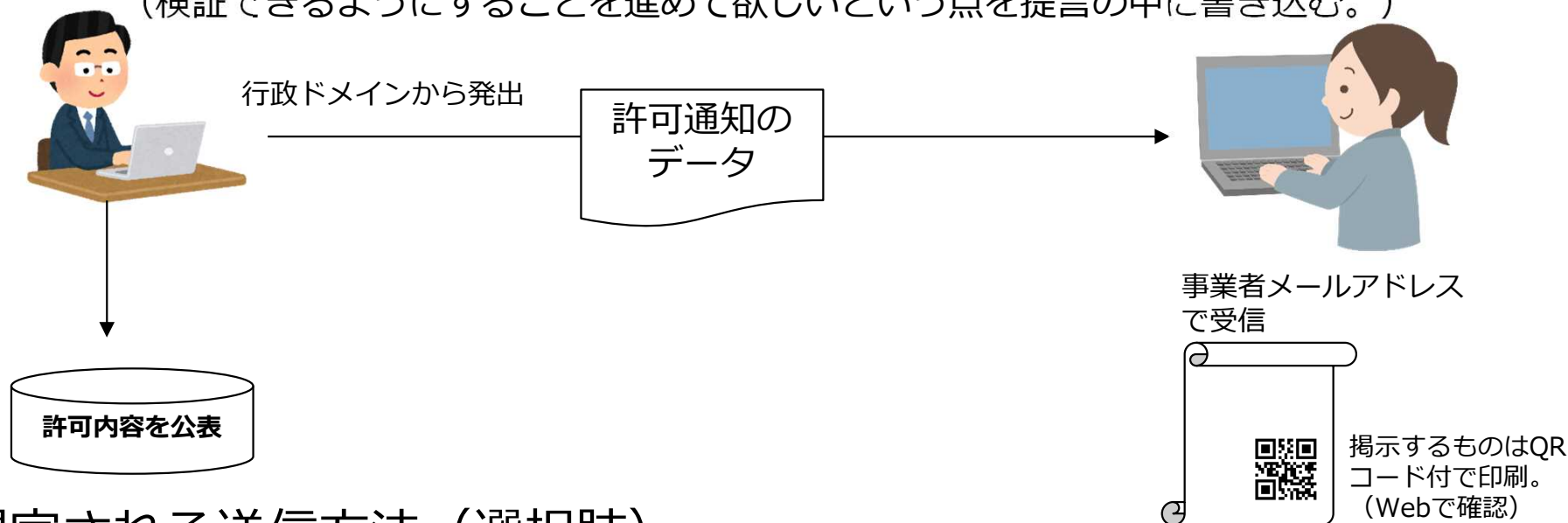
<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/openlist/download/down.htm>

■ 今回ご検討頂きたいこと

- 許可の書面を事業者へ郵送 ⇒ **デジタル化**
- 許可した事業者の情報を公表 ⇒ **公表目的整理や機械可読可能な形式での公表**

■ 前提

- 許可は事業者に対して通知されるため、デジタル化されたデータはメール受信可能な端末（パソコン等）に送信する前提。対象は事業者や個人。
 - GPKI、LGPKIは現状、端末環境での署名検証が容易ではないため、候補からは外す。（検証できるようにすることを進めて欲しいという点を提言の中に書き込む。）



■ 想定される送信方法（選択肢）

ケース	データの完全性の担保	容易な検証性	送達確認
1	行政ドメインからのメール送信	行政ドメインで正しさを検証	開封確認メール
2	行政ドメインからのメール送信に加え、許可データに民間の電子署名を付す。	行政ドメインと電子署名で正しさを検証	
3	行政ドメインからのメール送信に加え、許可データに電子署名法に基づき認定された事業者の署名を付す。	行政ドメインと電子署名で正しさを検証	

申請に基づかない処分通知等の ユースケース

■ 概要（簡略化して記載）

- アルコールの用途外使用・無許可使用、無断廃棄、リサイクル業者への無許可譲渡、亡失等の未報告などにより、検査の上、許可の取消処分や業務の一時停止措置が行われる場合がある。
- 許可事業者等の業務運営でアルコールの適正な流通を確保するために改善が必要であると認めるときは、その改善に必要な措置を命ずることができる。
- アルコール事業法の施行に必要な限度において、許可に係る事務所や事業場にて立入検査することができる。
- なお、これまで取消処分をした事例はない。

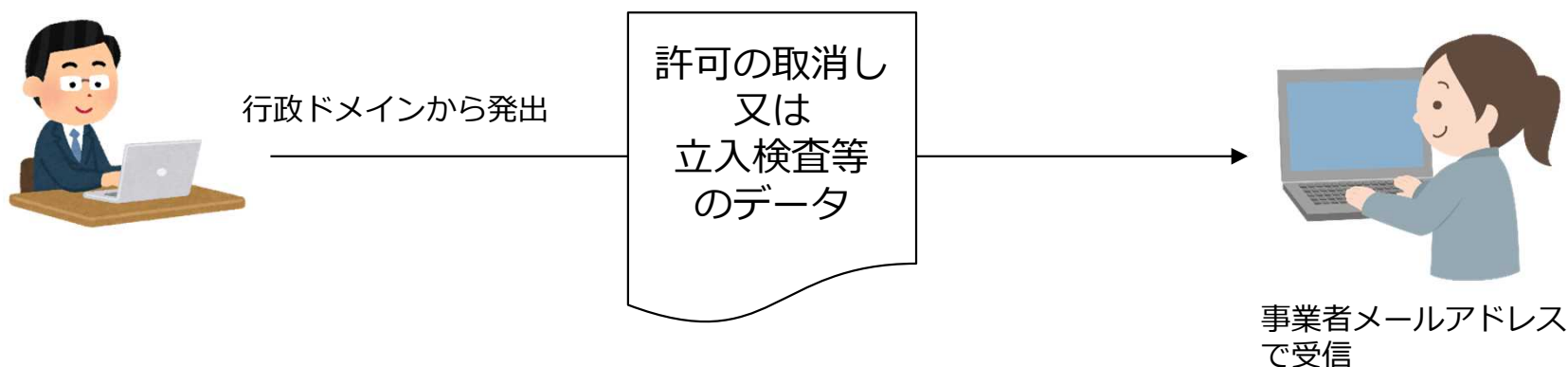
■ 行政が行うこと（仮定含む）

- **許可取消しの書面を事業者又は個人へ郵送する**
- **業務改善命令の書面を事業者へ郵送する**
- **立入検査の書面を事業者又は個人へ郵送する**
- 許可取消しの内容をホームページ上に公開する

デジタル化したい範囲

■ 前提

- 許可は事業者に対して通知されるため、デジタル化されたデータはメール受信可能な端末（パソコン等）に送信する前提。対象は事業者や個人。
 - GPKI、LGPKIは現状、端末環境での署名検証が容易ではないため、候補からは外す。（検証できるようにすることを進めて欲しいという点を提言の中に書き込む。）



■ 想定される送信方法（選択肢）

※処分通知の内容で送信方法の違いがあるかについて、可能な範囲でご記入願います。

ケース	データの完全性の担保	容易な検証性	送達確認
1	行政ドメインからのメール送信	行政ドメインで正しさを検証	開封確認メール
2	行政ドメインからのメール送信に加え、許可データに民間の電子署名を付す。	行政ドメインと電子署名で正しさを検証	
3	行政ドメインからのメール送信に加え、許可データに電子署名法に基づき認定された事業者の署名を付す。	行政ドメインと電子署名で正しさを検証	

データの公表

■ 現状

- 許認可の処分通知と合わせて、許認可情報を行政の公式ホームページで公表又は公表していないものがある。

■ 公表目的の整理

- 許認可情報の公表目的を整理し、許認可の処分通知に伴う公表内容・方法の検討の前提としたい。

■ 御意見頂きたい点（処分通知に伴う公表や利用）

- 処分通知に伴う公表では、許認可情報がオンライン上で公表されていることによって、許認可の処分通知を受けた者以外の者が容易に同情報を確認することができる。このことが同公表目的の一つである。
- 例えば、行為者の法人名を知っている場合、住民が許認可有無や公表情報を速やかにオンライン上で確認でき、必要な場合は行政機関への通報も行いやすくなる。
 - このような整理について、賛成、反対、代案。
- さらに、許認可情報の利用という観点から、オンライン上で公表された許認可情報名簿に機械可読性がある場合は、許認可の処分通知を受けた者やそれ以外の者が許認可情報の分析や他情報との結合など二次的な利用が行いやすくなることで、情報の透明性や利便性の向上を図ることにつながる可能性がある。
 - このような整理について、賛成、反対、代案。

■ 現状

- 許可者名簿を公表している。

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

ホーム | 経済産業省について | お知らせ | 政策について

政策について > 政策一覧 > ものづくり/情報/流通・サービス > アルコール事業 > 事業者名簿

事業者名簿

※法人番号は世界最先端IT国家創造宣言（平成27年6月30日閣議決定）に基づき併記しています。

所管

北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国
-----	----	----	----	----	----	----

全局

CSSV形式で事業者・事業場情報（全局）のダウンロードを行います。

事業者

- 許可使用者
- 販売事業者
- 製造事業者
- 輸入事業者

(URL : <https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/openlist/download/down.htm>)

■ 御意見頂きたい点

- アルコール事業の許可者名簿は機械可読性があるデータとして公開されている。
- データ（情報）の二次的な利活用を考えた際に、許認可者の名簿は同じような形式で公開する事が望ましいのではないかと。
 - 賛成、反対、代案。
 - 望ましくないケースがあれば教えて頂きたい。

- 10月28日（金） 本資料の説明と質疑応答
- 11月4日（金） 途中の意見交換（オンライン；参加可能な方のみ
1時間程度）
- 11月10日（木） 13時 意見締め切り

処分通知のデジタル化 メモ

2022年11月4日

10月31日意見交換後の意見を反映

■ テーマ

- デジタル化されたものに対してデータの完全性を担保したい。
- その完全性の検証も容易にできるようにしたい。
- 更に送達確認も行いたい。

■ 方針

- できるものからすぐに始めたい。
 - システム構築などには時間がかかるので、最も簡易な電子メールを前提に考えたい。

■ ケース

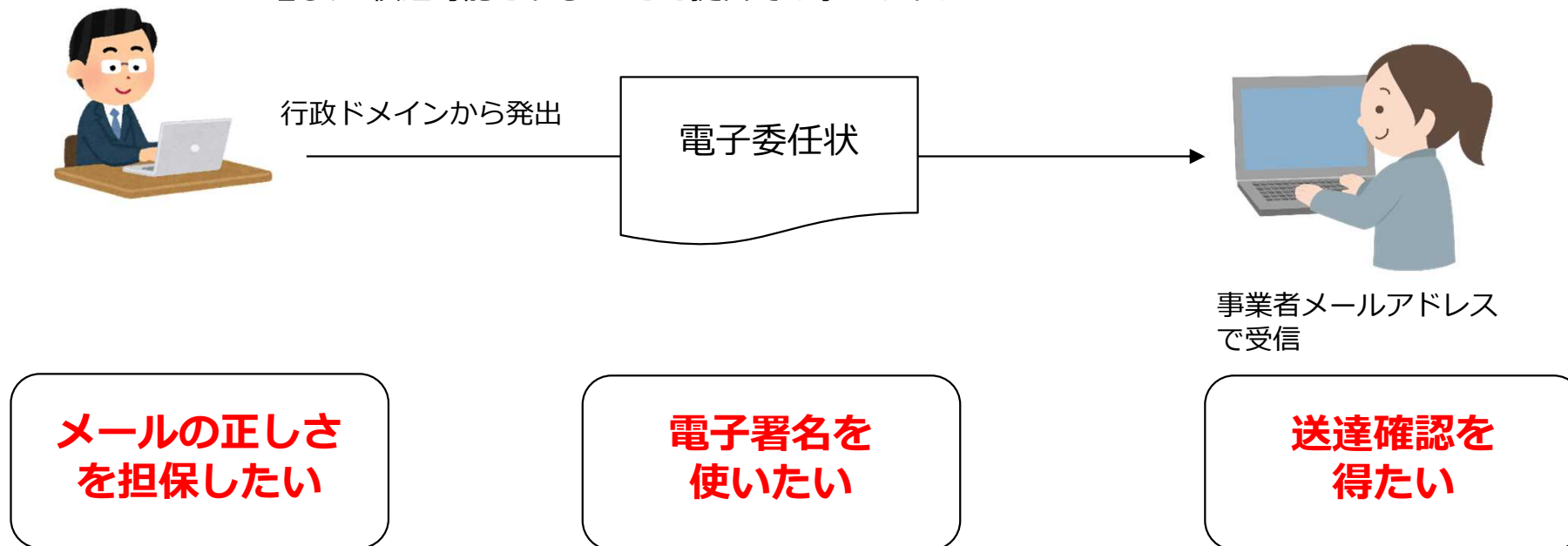
- **申請に基づく処分通知等の場合**
 - 申請時に送達可能なメールアドレスをもらう前提
- **申請に基づかない処分通知の場合**
 - 事前に許認可などを受けており、それを取り消される場合
 - 申請時に送達可能なメールアドレスをもらっている前提
 - 何も無い状態で突然、連絡が来る場合
 - 事前に連絡先は他の行政文書から得た電話番号を使う場合（税の徴収等）

本紙の範囲

■ 前提

➤ 申請時に送達可能なメールアドレス（又は個人の場合は電話番号）をもらっている前提

- GPKIやLGPKIは“検証できない”ので議論対象にはしない。
 - 但し、“検証可能とする”ことを提言では求めます。



メールの正しさを担保したい

■ マルチステークホルダー検討会参加者の意見

方法	深いIT知識を持っていない受信者の確認方法	備考
メール本文をPDFにし、署名を付けて送る	添付を開いて見る。	・受け手がすぐ開封してしまう可能性があり、なりすましなどの場合に、ウィルスなどの攻撃を受けるケースがある。
PGP (Pretty Good Privacy) を利用する、	公開鍵暗号方式。メールは暗号化され、署名で確認する。	ドメインを持つ組織が対応。
DKIM (DomainKeys Identified Mail) の送信元のIPアドレスを使う。	メールのヘッダ情報を確認する。	-
S/MIMEを利用する。	メールに添付されている署名で確認する。	・組織（又は部局ごと）に持てばよい。 ・フィッシング詐欺などは起きる可能性はある。 ・メガバンク等で既に利用されている。

➤ その他の意見

- 電子メールの利用はフィッシングなどのリスクはゼロではない。
- S/MIMEをデジタル庁を中心に広げていく事も考えられるのではないか。

- 出入国在留管理庁では、国民からの情報提供をオンラインで受け付ける際に、電子政府の認証基盤に関する情報を案内するウェブサイトへアクセスし、「アプリケーション認証局」に関して掲載された証明や注意事項を確認の上、自己署名証明書（GPKI）のインストールを求めている。
- このような方法は考えられるか。

The screenshot shows the official website of the Immigration Services Agency of Japan (ISA). The header includes the ISA logo and name in Japanese and English, along with language selection options for Japanese, English, and other languages. A navigation menu below the header contains icons for various services: Introduction, Public Information, Various Procedures, In-Residence Support, Consultation/Information Reception (highlighted), Related Laws, Immigration Policy/Statistics, and Recruitment/Adoption Information. The main content area features a breadcrumb trail: トップページ > 相談窓口・情報受付 > 入管法違反者に関する情報提供 > 政府認証基盤（GPKI）のご案内. Below this is a section titled 「政府認証基盤（GPKI）のご案内」. The text in this section explains that users' PCs may not have the GPKI application certification authority's self-signature certificate installed and advises them to update their browsers and access the information website from the provided URL to check for certificates and instructions. A footnote at the bottom provides a link to the information website for GPKI.

ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

本文へ English · Other Languages

文字サイズ 標準 拡大

出入国在留管理庁紹介 公表情報 各種手続 在留支援 相談窓口・情報受付 関係法令 入管政策・統計 調達・採用情報

トップページ > 相談窓口・情報受付 > 入管法違反者に関する情報提供 > 政府認証基盤（GPKI）のご案内

「政府認証基盤（GPKI）のご案内

お使いのパソコンには、政府認証基盤（GPKI）アプリケーション認証局の自己署名証明書が導入されていないことが考えられます。お使いのインターネットブラウザを最新のものに更新いただくか、次のURLから電子政府の認証基盤に関する情報を案内するウェブサイトへアクセスし、「アプリケーション認証局」に関して掲載された証明や注意事項をご確認の上、自己署名証明書のインストールを行ってください。

● [電子政府の認証基盤に関する情報を案内するウェブサイト（「政府認証基盤（GPKI）」のウェブサイトへのリンクです。）](#)

電子署名を使いたい

■ マルチステークホルダー検討会参加者の意見

方法	備考
電子署名法に基づく認定認証事業者の電子署名を使う。	・電子認証局による事前申請が必須であり、使用期間に応じた使用手数料もかかる。
AATL (Adobe Approved Trust List) に既に登録されている電子署名を利用する。	
AATLに登録されていない電子署名を利用する。	

➤ その他

- セキュリティに観点で見れば、電子署名を付した方が良いのではないか。
- 転々流通する処分通知の場合は電子署名を付すべきものがあるのではないか。

送達確認を得たい

■ マルチステークホルダー検討会参加者の意見

方法	備考
開封確認ツールを利用する。	ツールが使えないケースがある。
電子文書を格納したURLを記載し、ダウンロードした時点で送達したとみなす。	・格納場所はデジタル庁に設けても良いのではないか。
電子文書を格納したURLを記載し、メールで通知する。	

➤ その他の意見

- 法的に見られるかどうか、評価できるかどうかで考えなくてはならない。
- **不利益処分の場合の送達確認とは分けてまとめる。**

■ 法制審議会等で民事裁判のIT化を議論。

- 訴状等のデータをサーバに記録し、相手方にメールで通知。
- 通知アドレスの届出をしていない者に対してインターネットを用いて提出された送達すべき電子書類を送達する場合は紙を引き続き使用。

中間試案の概要

訴えの提起から判決までを全面的にIT化する

1 訴状等のオンライン提出 "e提出"

(1) 訴状等のデータをインターネットでサーバに記録

中間試案で示した案

【甲案】 原則インターネット提出に限定
【乙案】 弁護士等はインターネット提出に限定
【丙案】 インターネット提出に限定しない

(2) データがサーバに記録されたことをメールで相手方に通知
⇒ 裁判所のサーバにアクセスして閲覧(システム送達)

2 ITを活用した口頭弁論期日 "e法廷"

(1) 当事者双方が口頭弁論等の期日へのウェブ参加可
(2) ウェブ尋問の要件を緩和し、利用場面を拡大
(3) ITツールを利用した新たな審理モデル

中間試案で示した案

【甲案】 審理期間を6か月とする手続の創設(一方当事者の申出及び相手方に異議がない場合)
【乙案】 当事者の共同申出により審理計画の策定を必要とする
【丙案】 新たな訴訟手続を設けない

3 訴訟記録の電子化 "e事件管理"

(1) 記録を電子化し、当事者はインターネットでいつでも裁判所のサーバにアクセスして閲覧・ダウンロード可
(2) 判決データに改変を防ぐ措置を施すなどして記録化

1

- 相手に到達したという確認をどのようにとるか。
 - 法人・個人共通（法的な観点）
 - デジタル手続法の規定に合っているかどうか。
 - 電子ファイルに記録されるタイミングなど。
 - 個人
 - SMSで通知する。
 - 他の書類に記載された到達するメールアドレスへURLを通知する。
 - ダウンロードをした時点で到達したものとみなす。

- その他、考慮すべき点はあるか。
 - 通知内容（許認可取消、立入検査）によって、考慮すべき点が異なるか。

デジタル改革に向けた
マルチステークホルダーモデルの運用
(処分通知等のデジタル化)

論点ペーパー

参加者への配布日

意見締め切り日

※デジタル庁が関係情報を整理して作成

2022年11月11日

2022年11月17日 13時

2022年11月11日

デジタル庁

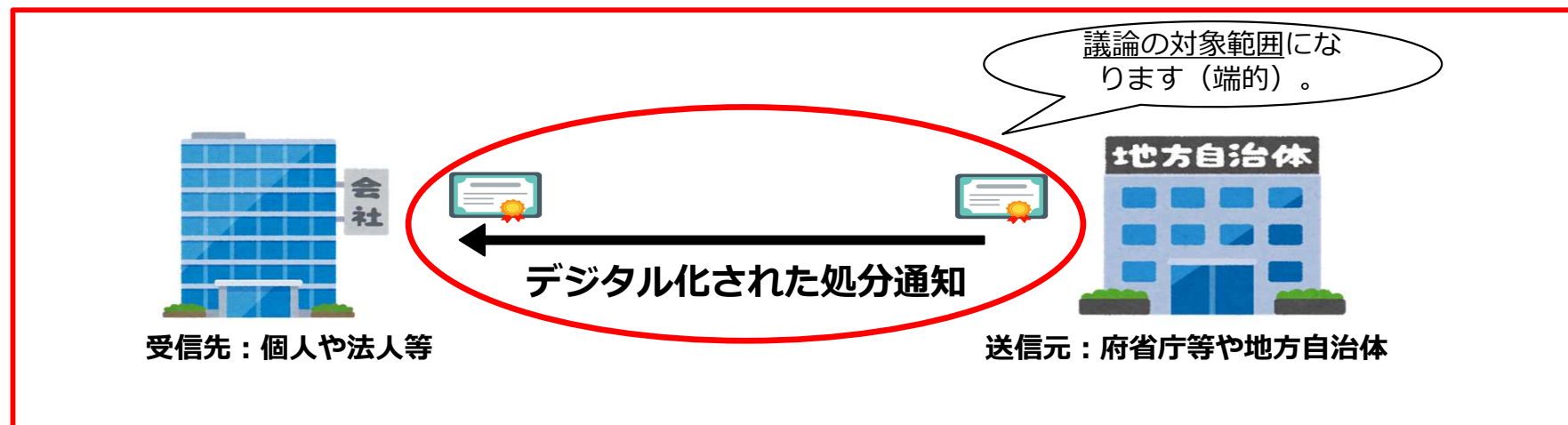
デジタル社会共通機能グループ

- MSM議論の対象範囲 2
- スケジュール 3
- 第4回のテーマ 5

■ 本議論の対象範囲（概略）

➤ 処分通知等の定義(デジタル手続法)

- 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知
- 法令の規定に基づき行政機関等が行う通知



■ 背景

➤ 行政から個人や法人等への処分通知のデジタル化が遅れている。

● 日本におけるトラスト基盤の整備に係る調査研究最終報告書

- 「民間から行政への申請等ではデジタル化が進展しており、約7割がデジタル完結可能な手続きになっているものの、それ以外の主に行政から民間への処分通知／交付等ではあまりデジタル化が進んでいないとはいえず、デジタル化率は2割未満の状況である。」（2022年3月24日）

- 各論点を7回に分けて、関係団体より意見を収集します。
 - 今回は下記**赤枠**の部分になります。
- 翌週月曜日に前週とまとめと、次の論点ペーパーを送付します。
- 関係団体は原則として、Slackにご意見を投入頂き、議論します。
 - 意見がある部分のみ、投入頂くことで構いません。
- 取りまとめ結果は、11月下旬に原稿（案）を回報し、意見収集を行う予定です。

	期間	中間ミーティング	意見締切（予定）	主な論点
0	9月30日から10月7日	—	—	Slack接続、投稿等の試行期間
1	10月11日から10月20日	—	10月20日（木）17時	全体的なもの(全体的にご意見を頂くもの)
2	10月21日から11月2日	10月31日（月） 17:15~18:15	11月2日（水）13時	認定に係る処分通知（デジタル庁） 地方税関係通知のデジタル化（総務省）
3	10月28日から11月10日	11月4日（金） 15:00~16:00	11月10日（木）13時	許可に係る処分通知（デジタル庁）
4	11月11日から11月17日	11月18日（金） 18:00~19:00	11月17日（木）13時	給付に係る処分通知（デジタル庁）
5	11月11日から11月24日	11月18日（金） 18:00~19:00（予定）	11月24日（木）13時	処分通知等のデジタル化の手法の検証（予定）
6	11月25日から12月2日	12月2日（金） 15:00~16:00（最終）	12月1日（木）13時	取りまとめ結果の確認（予定）

■ 今回の主題

- デジタル化されたものに対してデータの完全性を担保し、その完全性の検証も容易にできるようにしたい。更に送達確認も行いたいが、どのようにしたらできるか。

■ 求められている観点

- すぐに手をつけられるものは何か。
 - 速やかなデジタル化が求められているため、即時や短期的な視点の検討が必要。
- 中長期に取り組まなければならないものは何か。

■ これから先の進め方

- 仮説を提示しており、イメージが湧きやすいようにユースケースを例示しています。
 - データの完全性、完全性の検証、送達確認
- その仮説に対して
 - 賛成か、反対かの御意見をください。
 - 反対の場合には、その理由も教えてください。
 - もっと良い代案がある場合には、ご提案ください。
- Slackでは書き込みによる一方向に留まってしまうため、双方向の議論ができるように意見募集期間に中日を設け、オンラインミーティングを設定します。ご都合がつく方は、御参加頂きそこで御意見を頂きたく思います。

第4回のテーマ

申請に基づかない処分通知等の ユースケース

■ 概要（建設的な議論を行うための仮の設定）

- デジタル化支援を行うために、ノートパソコンやタブレットなど対象となるデジタル機器の購入費用として1世帯当たり10万円を支給する。
- 対象は、基準日において世帯全員が令和4年度分の住民税均等割の非課税世帯
 - 同非課税世帯のうち対象外となるのは、非課税世帯全員が課税世帯から扶養を受けている場合は対象外となる。
 - 対象世帯の把握は、給付主体である地方自治体が特定公的給付の指定を受けており、非課税世帯データ等をもとに支給対象世帯を把握している前提
- 業務フローとしては、①行政から対象となる世帯へ「住民税非課税世帯に対するデジタル化支援に係る特別給付金支給要件確認書」（以下、「確認書」という。）を発送、②対象世帯から確認書の返答を得て、③支給決定通知を送付の上、④対象世帯の世帯主へ口座振り込みを行う。
 - 確認書は、行政機関が口座情報を把握していない世帯へ口座情報の提供依頼、支給拒否する世帯、扶養されている世帯、デジタル上での通知でよいか同意の可否、これらを確認するために実施
 - 支給は、世帯主の口座へ振り込み

■ 行政が行うこと（通知や送付箇所）

- 確認書を郵送する
 - 支給決定通知を郵送する
- } デジタル化したい範囲

■ 前提

- 給付主体である地方自治体が特定公的給付の指定を受けており、非課税世帯データ等をもとに対象世帯を把握している



■ 想定される送信方法（選択肢）

- メールでの送信で良いか。（方式は、これまで議論した選択肢）
- チャットのアカウントへの送信で良いか。
- マイナポータルからの送信で良いか。
- その他有効な方法はあるか。

■ 電子文書の形式

- 電子署名を付した方が良いか。

■ 前提

- 給付主体である地方自治体が特定公的給付の指定を受けており、非課税世帯データ等をもとに対象世帯を把握している
- 確認書を通じて、対象者にデジタル上での通知でよいことの本人同意を得ている



■ 想定される送信方法（選択肢）

- メールでの送信で良いか。（方式は、これまで議論した選択肢）
- チャットのアカウントへの送信で良いか。
- マイナポータルからの送信で良いか。
- その他有効な方法はあるか。

■ 電子文書の形式

- 電子署名を付した方が良いか。

- 行政機関が個人に対して、給付金や税徴収など金銭面の処分通知等をデジタル上で行う際に、振り込み詐欺や個人情報の搾取の被害者が出ないよう（最小限となるよう）にするためには、国・地方自治体の共通ルールとしてどのような対応が必要でしょうか。
 - 例えば、次の対応方法について、賛成、反対、代案（追記含む）はいかがでしょうか。
 - 行政機関の給付金や税徴収に係るホームページや（デジタル前提の）通知に「給付金の支給にあたりATMの操作依頼や、現金の振り込みをお願いすることは一切ありません」旨を記入する。
 - 処分通知等のデジタル化を初めて行うときは、消費者団体の消費者被害防止に係るホームページのURL記載やチラシデータの添付を行う。
 - 給付金や税徴収など金銭面の処分通知担当者（行政実務者側）や受信者（消費者側）が参照すべき文書・チラシがありましたら、情報共有をお願いします。

- 各論点を分けて、関係団体より意見を収集します。
 - 今回は下記**赤枠**の部分になります。
- 翌週月曜日に前週とまとめと、次の論点ペーパーを送付します。
- 関係団体は原則として、Slackにご意見を投入頂き、議論します。
 - 意見がある部分のみ、投入頂くことで構いません。
- 取りまとめ結果は、11月下旬に原稿（案）を回報し、意見収集を行う予定です。

	期間	中間ミーティング	意見締切（予定）	主な論点
0	9月30日から10月7日	—	—	Slack接続、投稿等の試行期間
1	10月11日から10月20日	—	10月20日（木）17時	全体的なもの(全体的にご意見を頂くもの)
2	10月21日から11月2日	10月31日（月） 17:15~18:15	11月2日（水）13時	認定に係る処分通知（デジタル庁） 地方税関係通知のデジタル化（総務省）
3	10月28日から11月10日	11月4日（金） 15:00~16:00	11月10日（木）13時	許可に係る処分通知（デジタル庁）
4	11月11日から11月17日	11月11日（金） 13:30~14:30	11月17日（木）13時	給付に係る処分通知（デジタル庁）
5	11月18日から11月30日	11月11日（金） 18:00~19:00	11月30日（木）13時	M S M提言書案
6		12月1日（木） 13:45~14:45（最終）		最終意見交換

1
2 ※提言書案の初版のみ掲載
3
4
5
6
7
8
9
10

11
12 処分通知等のデジタル化に向けた
13 提言
14
15 (案)
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

35 2022年12月 日
36
37
38

39 デジタル改革に向けたマルチステークホルダー
40 モデル(処分通知等のデジタル化)での議論
41
42
43 参加者一同
44
45
46

48 はじめに

49 コロナ禍で顕在化した我が国のデジタル化の遅れに対処するとともに、国民の利便性の向上や、少
50 子高齢化の進展への対応など直面する課題の解決を図るため、デジタル社会の形成を強力に推進す
51 る必要がある。

52 デジタル化の効果が上がるものとして、申請等の書面のデジタル化に加え、許認可などの書面交付
53 もデジタル化する事があげられる。一般的に書面交付は、書留などによる郵送や、窓口に出向いて受
54 け取る事が一般的である。郵送をデジタル化すれば、郵送に係るコストを行政側では圧縮でき、産業界
55 側では出向くなどの時間的な制約がなくなり、自動車などを利用した際のCO2削減にも寄与する。

56 行政機関からの受けとる許認可などの書面交付は、①申請に基づく処分通知等(道路占用許可など
57 の許認可等)と、②申請に基づかない処分通知等(地方税の徴税等)に区分けができる。前者について
58 は、申請時に当該申請者へ到達できるメールアドレス等を取得できれば、即時にデジタル化できるので
59 はないだろうか。一方、後者は不利益処分にあたるものや、デジタルデバインドが想定される個人へ送付
60 されるものもあり、総じてデジタル化できるものではないだろう。

61 今般、マルチステークホルダー形式¹によって参集した産・学・消費者団体等の間で、上記①、②の具
62 体化について短期・中期・長期の観点で具体的なデジタル化について議論を行った。議論した観点は、
63 ①デジタル化されたものに対してデータの完全性を担保したい、②また、その完全性の検証も容易に
64 できるようにしたい、③更に送達確認も行いたい、④できることから早く始めたい、という4点とした。

65 議論の結果をまとめ、今後、国・行政機関等が処分通知等のデジタル化を加速することを期待し、ここ
66 に提言するものである。

2022年12月 日

68 デジタル改革に向けたマルチステークホルダーモデル(処分通知等のデジタル化)での議論参加者一同

¹ 3者以上のステークホルダーが、対等な立場で参加・議論できる会議を通し、単体もしくは2者間では解決の難しい課題解決のために、合意形成などの意思疎通を図るプロセス（内閣府「マルチステークホルダーの定義と類型」平成20年6月）

69 提言の内容

70 ◎国・行政機関等は申請等に基づく処分通知等のデジタル化の取組みを加速すべきで
71 ある。

72

73 【本提言の観点】

74 1. 戦略性

75 処分通知等をデジタル化する事は、生産人口の減少の中で生産性を維持・向上するためにも行政・産
76 業界、個人などに寄与するものであり、積極的に推進するべきである。特に、その価値を最大化するため
77 の戦略を以て実施されるべきである。

78 2. 迅速性

79 全ての処分通知等を一斉にデジタル化する事ができればよいが、個人に対する処分通知ではデジタ
80 ルデバインドなどの課題もあり、その処分通知の性格から総合的に判断する事が求められる。まず、産業
81 界のアンケートなどによって明らかになっているニーズが高い分野から迅速に進めるべきである。²

82 3. 柔軟性

83 政府には GPKI(政府認証基盤)、自治体には LGPKI(地方公共団体組織認証基盤)があるが、そこで付
84 される電子署名は、一般に使われるソフトウェア(Adobe Acrobat Reader など)の検証機能を使った際に
85 “不明な電子署名”となってしまう、機械的にデータの完全性が検証できるとは言えない。一方、産業界で
86 は一般の電子署名を使い、電子契約などを進めており、そのような電子署名でも許可証などの書面に添
87 付し、利用できるようにするべきである。また併せて、GPKI や LGPKI も一般に使われるソフトウェアで検
88 証できるように環境を整えるべきである。

89

² 日本経済団体連合会「Society 5.0の扉を開く ― デジタル臨時行政調査会に対する提言 ―」、2022年4月など。

90 提言の背景

91 以下、本提言の策定に至った背景について、以下に記述する。

92 1. 生産性向上の観点から

93 許認可は国民の安全や健康を守ることを目的とし、一定以上の事業者を認めることによって、事業者は
94 社会的な信用が増し、安心して営業等を行う事ができるようになっている。一方で、許認可を受けるには、申
95 請前に「後見登記事項証明書(ないこと証明)や身元(身分)証明書、事業税の納税証明書、法人の場合は
96 履歴事項全部証明書などを役所に取りに行くか郵送などで取り寄せる」(建築許可の場合)事などが必要
97 であり、一定の審査期間(例えば、道路占用許可の場合10日程度)の後、役所の窓口へ申請をした事業
98 者の社員が赴き、受け取るケースが多い。

99 働き方改革を掲げ、生産性の向上を事業者は求められているが、書類を受け取りに行く等の行動は生
100 産性に寄与するものではなく、政府・行政機関は積極的にこのような行動を無くす努力をすべきではない
101 か。また、郵送するとした場合でも、配達記録付郵便を利用した場合に、1通あたり210円が加算される。
102 許可数が増えれば増えるだけ郵送費はかさみ、行政の財政を圧迫する事にもなる³ため、デジタル化は
103 必須と言える。

104 民間企業が電子契約を進めていることから、申請に基づく処分通知等のデジタル化は迅速に進める
105 べきものである。

106 2. サービス利用の観点から

107 政府には GPKI(政府認証基盤)、自治体には LGPKI(地方公共団体組織認証基盤)があるが、その電子
108 署名を付した文書において、署名の発行元やデータの完全性を確かめようとした場合に、「署名に問題が
109 あります」、「証明の完全性が不明です」等の注意が表示される。これは PDF ファイルを閲覧するための
110 アプリケーションが、電子署名の検証に必要な GPKI の認証局の自己署名証明書を参照できないため
111 ある。

³ 処分通知ではないが、年金決定通知書を対象者 7900 万人へ配達記録付郵便で送付すれば郵送費だけで約 230 億円 (1 通 80 円+210 円で換算) になる。

112 一方、民間は“実印相当”と言われる電子署名法に基づく認定認証事業者が発行した電子署名から、電
113 子契約等に利用する電子署名まで幅広い選択肢の中から適材なものを利用し、デジタル化を進めてい
114 る。GPKI や LGPKI の認証局の自己署名証明書を参照できる環境を政府が準備するに越したことはない
115 が、デジタル化を加速するために民間が利用する電子署名サービスも利用できるようにすべきではない
116 か。

117 3. 近年の情報通信技術革新の観点から

118 コロナ禍において電子契約の利用が2020年7月調査の41.5%から67.2%へ大きく拡大し、現在も拡大
119 している。そこで利用されている電子署名は電子契約サービス事業者のものが、契約当事者のものを上
120 回っている。⁴

121 また、電子契約の普及は、印紙税の削減のようなコスト削減や、事務労力の削減、保管・管理の効率
122 化、リモートワークへの対応などデジタル社会における恩恵を広く浸透させており、事業者もその対応に
123 慣れてきている。

124 一方、国・行政機関側は電子申請が進んでいると言っても、申請に対する許認可などの処分通知は紙
125 が未だ多い。また、個人も行政情報を SNS などでも得る事が一般的になっている中で、申請や通知が紙と
126 いうところもまだある。⁵

127 近年の情報通信技術の進歩に合わせた処分通知等のデジタル化に取り組む事で、社会全体の生産性
128 を上げ、コストを下げる事ができるのではないか。

129

⁴ (一財)日本情報経済社会推進協会「企業IT利活用動向調査2021」、令和3年

⁵ 今回の議論では施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定通知書兼支給認定証が紙で送付され、他の郵便物と共に誤って廃棄してしまった事例も報告された。

130 **具体化に向けたアクションアイテムの提案**

131 (1)本提言の対象について

132 本提言の対象となる範囲を以下に示す。

133 1. 法人に対する申請に基づく処分通知を対象とした。

134 2. 申請に基づく処分通知の内、以下を対象とした。

種類		例
ワンタイムの通知で良いもの	1度通知すれば済むもの。	補助金給付の連絡など
継続的に維持が必要となるもの	掲示など第三者へ示す必要があるもの。	道路占用許可など
	次の手続で添付・提出しなくてはならないもの	入札参加資格など

135 3. 対象外としたもの

136 デジタルリテラシに差がある個人に対するもの、不利益処分など確実な到達が求められるもの。

137 (2)通知のデジタル化の推進(短期)

138 通知のデジタル化においては、電子メールが最も扱いやすいツールとして考えられる。一方で、フィッ

139 シング詐欺などの“なりすまし”による被害も多い事から、発出者が信頼できるようにしておくことが必要

140 である。具体的には、以下が考えられる。

方法	概要
行政機関で組織的に使用しているメールを使用する。	使用条件としては、各行政機関の電子メールに係るセキュリティ基準を満たしていることを前提に、各行政機関のホームページで、処分内容を公表することが前提である処分通知等
PGP (Pretty Good Privacy) を利用する。	公開鍵暗号方式。メールは暗号化され、署名で確認する事ができる。
DKIM (DomainKeys Identified Mail) の送信元の IP アドレスを使う。	メールのヘッダ情報を確認することで信頼性を担保する。
S/MIME を利用する。	メールに添付されている署名で確認することができる。銀行の住宅ローン申し込みなど幅広く利用されている。

141 メールで通知するにあたっては、申請時に“送達可能なメールアドレス”の記載を求め、事業者の同意

142 を取れば即時に進められると考えられる。

143 なお、行政機関が差出人となっているメールの場合、受信者は安心し、なりすましであっても不用意に
144 開封する可能性があるため、このような手法を採用した際には、十分な周知を行って頂きたい。

145

146 (3)電子署名の利用(短期・中期)

147 1. 許認可などの電子文書に電子署名を添付する。(短期)

148 民間で利用されている電子署名を添付して利用する事が考えられる。AATL(Adobe Approved Trust
149 List)に登録された電子署名ばかりでなく、多くの電子署名サービスがあり、国・行政機関における選
150 択肢を増やし、事業者間の競争が起きる事が望ましい事から限定するべきではない。

151 一方で、国・行政機関の発行する文書へ電子署名を付与するサービスを行う事業者は、業務の執
152 行や財務状況について、法令や社内規定の遵守、および有効性を評価する事が望ましく、また、それ
153 が公平性を持った第三者によって行われることが望ましい。民間におけるトラストサービスの適用を
154 受ける際の事業者に求められる基準(要求事項と十分性を評価する尺度)等を確立する事が必要であ
155 る。

156 2. GPKI、LGPKI の AATL(Adobe Approved Trust List)への登録(中期)

157 一般に使われるソフトウェア(Adobe Acrobat Reader など)の検証機能を使った際に“不明な電子署
158 名”となってしまう、機械的にデータの完全性が検証できるとは言えない状態の改善を図るべきであ
159 る。

160 ただし、費用や時間もかかることでもあり、マイルストーンを定め進める事が望ましい。

161 また、海外企業の検証機能でも一定の基準を満たしているとされているが、国・行政機関の発行す
162 る文書へ電子署名を付与するサービスを行う事業者の場合には、基準(前記)の適応性についても評
163 価する事が必要であろう。

164

165

166 (4)電子文書の渡し方の具体化

167 1. メールに電子署名を付さない電子文書を添付して送る。(短期)

168 工業用アルコール取扱の許認可では、許認可を受けた事業者が経済産業省ホームページで公開
169 されている。許認可情報が公表される場合の電子文書は、電子署名を付さずとも送付する事も可能で
170 はないかと考えられる。

171 ただし、前記「(1)通知のデジタル化」に示した信頼できる発出元であるという事を示す対応は必要
172 である。

173 また、以下について検討・整理する事が必要である。

174 ①送達確認の考え方の整理

175 開封確認ツールを利用しても受信者側のメールソフトが対応できないケースや、無視する事も
176 想定される。メールの送信をもって送達したとみなすルール形成が必要である。

177

178 2. メールに電子署名を付した文書を添付して送る。(短期)

179 電子文書の完全性を担保する観点から前記「1. 許認可などの電子文書に電子署名を添付する」で
180 示した形式で添付する事も良いと考えられる。

181 ただし、前記「(1)通知のデジタル化」に示した信頼できる発出元であるという事を示す対応は必要
182 であり、送達確認の考え方の整理も行う必要があるだろう。

183 3. ファイルサーバに電子署名を付した電子文書を格納し、申請者がダウンロードして受け取る。(短期・
184 中期)

185 茨城県など一部の自治体で実現している方法である。申請者には電子メールにファイル格納先
186 の URL を送付し、申請者は URL にアクセスし、電子署名を付した電子文書を受け取り、ダウンロー
187 ドをした事をもって送達できたとするものである。

188 この場合、メールの誤送信などのリスクもあるため、ファイルサーバに格納した電子文書の暗号
189 化を行う事が望ましいと考えられ、その場合には、暗号解除のためのパスワードを送付する必要が
190 ある。例えば、以下の方法が考えられる

191 ①別なメールとして、相手方へ送る。

192 ②到達可能な携帯電話番号を申請時に記載を求め、パスワードは SMS(ショートメッセージ
193 サービス)で送る。

194 また、ファイルサーバを用意できない自治体なども存在する事から、デジタル庁にそのような入れ
195 物を設けて利用する事も考えられるだろう。

196 なお、具体的に行うにあたり、以下の検討が必要である。

197 ①ダウンロード回数の制約

198 回線状態などでダウンロードできなかった場合にリトライする回数について、一定のルール
199 を作成すること。

200 ②保存期間のルール化

201 申請に基づく処分通知の場合、申請した事業者は連絡が来ればすぐにダウンロードを
202 する事が考えられるが、万が一、アクセスしていない場合に保管期間を設定しておく必要
203 があり、そのルールを作成すること。

204 4. 送達確認の考え方の整理(中期)

205 電子文書の送達について政府内では議論が進んでいる。具体的には、法制審議会民事訴訟法部
206 会において民事裁判の IT 化が議論され、訴状等のデータをサーバに記録し、相手方にメールで通
207 知する等の検討が進んでいる。また、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会では、工業
208 所有権に関する手続きについて、ファイルへの記録が完了した時点で通知の相手方に発送書類が到
209 達したものとみなす“オンライン発送”の議論が進んでいる。

210 送達確認のルールが個々の文書で異なる事は、利用者側の混乱を招き、ひいてはデジタルから
211 遠のく要因となる。デジタル庁において、全体を取りまとめ、原則の部分は同じになるように調整をし
212 ていただきたい。
213

214

215 (5)デジタル完結に向けた中長期の検討の必要性

216 1. 申請に基づかない処分通知のデジタル化の検討(中期)

217 マルチステークホルダー形式での議論において、申請に基づかない処分通知のデジタル化につ
218 いては、下記の観点から議論ができなかった。

219 ・不利益処分の場合、不服申し立てなどの期間設定などもあり、実情をよく調査して議論する必要が
220 あること。

221 ・個人にも通知されるものであり、デジタルデバイドを想定した対応策を考える必要がある
222 こと(同じ機会を与える“平等”ではなく、相手の状況を考慮した“公平”な観点での議論が必要であ
223 ること。)

224 ・議論する期間が2か月では短すぎる、等。

225 デジタル庁がデジタル完結を推進する中で、申請に基づかない処分通知のデジタル化を引き続き
226 推進し、できるところからデジタル化を推進して頂きたい。

227 2. デジタル基盤の具体化(長期)

228 今回の議論の中で、参加者の意見が概ね一致していたのは、法人・個人向けの私書箱を作り、そこ
229 へ電子文書を送るというものだった。私書箱のようなものがあれば、送達確認もデジタル上で確認す
230 る事ができるだろう。具体的には個人であればマイナポータルの活用や、法人であれば gBizID など
231 の機能拡張で対応できると考えられるため、早急に検討し、具体化をして頂きたい。

232

233 マルチステークホルダー形式での議論に参加した各団体は、官民の役割分担と相互連携の促進や、
234 関係事業者の持続的成長とそのための環境整備を図るべく、関係府省の検討等に積極的に協力し、今後
235 とも貢献していく決意である。

236

237

238

マルチステークホルダー検討会 参加団体・企業・有識者(敬称略、順不同)

239

(団体)

団体名	団体名
(一財)日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)	(一社) クラウド型電子署名サービス協議会
日本行政書士会連合会	(特非)日本ネットワークセキュリティ協会 (JNSA)
(一社)OpenID ファウンデーション・ジャパン	電子認証局会議
(一社)デジタルトラスト協議会 (JDTF)	(一財)日本データ通信協会
(一社)全国銀行協会	地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)
Global Legal Entity Identifier Foundation (GLEIF)	(一財)日本消費者協会
(一社)日本IT 団体連盟	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
(一社)日本経済団体連合会	(一社)新経済連盟

240

(法人・自治体)

(有識者)

自治体・法人名
茨城県
熊本県熊本市
群馬県前橋市
北海道更別村
(株) マネーフォワード

手塚 悟 (慶應義塾大学環境情報学部 教授)
太田 洋 (西村あさひ法律事務所パートナー弁護士)
崎村 夏彦 ((株)東京デジタルアイディアーズ 主任研究員)
佐古 和恵 (早稲田大学 基幹理工学部情報理工学科 教授)
濱口 総志 (慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員)
林 達也 ((株)LocationMind 取締役)
宮内 宏 (宮内・水町 IT 法律事務所 弁護士)
宮村 和谷 (PwC あらた有限責任監査法人 パートナー)

241

242

243

244

245

12月1日意見交換会 論点ペーパー

2022年12月1日

事務局からの説明

- 各論点を分けて、関係団体より意見を収集します。
 - 今回は下記**赤枠**の部分になります。
- 翌週月曜日に前週とまとめと、次の論点ペーパーを送付します。
- 関係団体は原則として、Slackにご意見を投入頂き、議論します。
 - 意見がある部分のみ、投入頂くことで構いません。
- 取りまとめ結果は、11月下旬に原稿（案）を回報し、意見収集を行う予定です。

	期間	中間ミーティング	意見締切（予定）	主な論点
0	9月30日から10月7日	—	—	Slack接続、投稿等の試行期間
1	10月11日から10月20日	—	10月20日（木）17時	全体的なもの(全体的にご意見を頂くもの)
2	10月21日から11月2日	10月31日（月） 17:15~18:15	11月2日（水）13時	認定に係る処分通知（デジタル庁） 地方税関係通知のデジタル化（総務省）
3	10月28日から11月10日	11月4日（金） 15:00~16:00	11月10日（木）13時	許可に係る処分通知（デジタル庁）
4	11月11日から11月17日	11月11日（金） 13:30~14:30	11月17日（木）13時	給付に係る処分通知（デジタル庁）
5	11月18日から11月30日	11月11日（金） 18:00~19:00	11月30日（木）13時	M S M提言書案
6		12月1日（木） 13:45~14:45（最終）		最終意見交換
7	12月2日から12月7日		12月7日（水）13時	提言書案の最終確認

- 12月9日MSMファシリテーターからデジタル庁へ提出
- 12月～1月「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」の作成
- 2月中旬以降、デジタル庁内外で関係者調整
- 確定後、公表（国・地方公共団体等に周知）

- 各種行政手続のデジタル化を法令に合わせて実現。
 - デジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）のデジタル化3原則の具体化。
- デジタル原則の内、「原則①：デジタル完結・自動化原則」の実現。
- 個人・事業者など通知受信者にとって、利便性や業務生産性の向上につながるものを具体化。
- 現実の行政事務での妥当性、その簡素化や効率化に結びつくものを具体化。

ファシリテーターからの説明等

- 「提言書」(案)への御意見ありがとうございました。
- 頂いたご意見は出来る限り反映致しますが、一部、皆様と議論するところがあります。
- 本日は、時間の許す限り、各論点の議論をさせていただきます。

行数	御意見や修正案	修正案
107	<p>「2. サービス利用の観点から」の部分に、以下の小見出しを挿入 「2.1 人間が当該データ消費する場合」</p>	<p>「2.1 人間が当該データを利用する場合」</p>
119～ 120	<p>「そこで利用されている電子署名は電子契約サービス事業者のものが、契約当事者のものを上回っている」 ↓ 電子契約におけるデータよりむしろ、その他の電子署名の応用についても示すべきである</p>	<p>「その他の電子署名の応用」で適当な事例はないでしょうか。</p>
136	<p>「個人に対するもの」が対象とされているが、士業などの個人事業主への通知は対象にしても良いのではないか。「個人に対するもの（士業等の個人事業主を除く）」としてはどうか。</p>	<p>修文して良いでしょうか。</p>
137	<p>「（2）通知のデジタル化の推進（短期）」に以下を追加してはどうか。 Digital.go.jpの下に署名を検証するためのweb page/web service（以下、署名検証サービス）をつくり、この署名サービスを告知する。</p>	<p>追加しても良いでしょうか。 Digital.go.jpは例示でもよいか。</p>

行数	御意見や修正案	修正案
151～ 155及 び161 ～163	<p>意見1：削除する。 事業者がそのサービスの提供できるか第三者が評価させるとするのは論理飛躍しているのではないか。</p>	<p>国・行政機関が発行する文書へ電子署名等を付与するサービスを行う事業者は、その有効性の評価を行うことが望ましく、その品質基準の確立を目指すべきではないか。（注釈に民間サービスの例を列記。）</p>
	<p>意見2：維持する。 許認可の信頼性を確保するためには、当然守るべきことが書かれているべき。</p>	

行数	御意見や修正案	修正案
187	<p>以下を追加してはどうか。 「申請者のユーザ認証を行ってダウンロードする方法も考えられる」</p>	<p>追加してもよろしいでしょうか。</p>
188	<p>「この場合」というのは望ましくなく、誤送信のリスクとその対策は1～3全ての手段において論じるべきである。 また、暗号かは適切かは疑問。ファイルサーバを使うのであれば、アクセス制御付きでのリンク共有が第一選択肢になるのではないか。</p>	<p>追加することによろしいでしょうか。</p>